

近世における徴租法の転換

——畿内綿作徴租法を中心として——

森 杉 夫

【要約】 徳川幕府は寛永後期、畝引検見取法を一般に施行した。それは、幕府がその権力の基盤とした、脆弱、不安定な「小農」経営の安定的維持をはかるとともに、かれらの全剰余労働を搾取する徴租法であった。しかるに元禄・享保期にかけての生産力の上昇、百姓の抵抗は、この仕法による全剰余労働の搾取を困難ならしめ、一般に一定の剰余労働が、百姓の手に残留するようになった。これに対して幕府は、享保改革期に畝引検見取法について根取法に基づく定免法を施行して、百姓から全剰余労働を吸収しようとした。しかし定免法も、基本的には田畑の位・石盛に規制されているので、幕府の期待にそいえなかった。かくて幕府は享保改革の末期、田畑の位・石盛を全く無視した有毛検見取法を、畿内において実施し、その商業的農業の発展成果を吸収した。しかし、それはやがて百姓経営を圧迫し、必然的に百姓の抵抗をひきおこし、明和期に入るとふたたび幕府の年貢収納量は減少した。これに対して幕府は、有毛検見取法に基づく定免法を施行して、年貢収納量の回復をはかったが、もはや有毛検見取法は、かつての機能を發揮できなかった。本稿は、以上のような徴租法の変化を、畿内綿作に対する徴租方法を中心として考察するものである。

史林 四八巻一号 一九六五年一月

一 は し が き

幕藩体制社会の歴史的展開は、それが幕藩領主と百姓の直接的対立関係を軸としている以上、それぞれの段階における地代搾取仕法の変化に反映しているはずである。

ところで一般に、石高制に基づく米納生産物地代原則に

立脚して成立した幕藩体制社会は、元禄・享保期を画期として、その前後を大きく二段階に分けて理解されている。

第一段階においては幕藩領主は、百姓からその全剰余労働を年貢・諸役として搾取しえたが、第二段階以降においては全剰余労働を搾取することにとめはするが、もはや従

来の地代形態だけでは剰余労働の搾取が困難となり、一定

の剰余労働が百姓の手に残留することを認めざるをえなくなつたという見解である。^①

このような段階規定にみちびかれて、さきに田方稲作に對する徴租法の転換とその意義を明らかにすることにつとめた。^②しかしながら、綿作に對する徴租法の研究は、現在までのところ全くない。

周知のように、幕府も最大の関心をよせた綿作、とくに畿内の綿作は、その發展にともなつて農民的商品生産として、百姓に一定の剰余をもたらし、幕藩体制社会の構造を變革した原動力の一つであり、その理論的・実証的研究は、幕藩体制・維新史を理解するうえに極めて重要であることは、つとに研究史が指摘しているとおりである。それにもかかわらず、研究に不可欠なはずの綿作徴租法そのものの具体的分析は、なお等閑に付されているようである。

かくて本稿は、基本的には敵引検見取法——「百姓は財の余らぬように、不足なきように治むる」——から、有毛検見取法——「胡麻の油と百姓は、絞れば絞るほど出る」——へと変化・發展する綿作徴租法の、それぞれの段階における歴史的性格を、とくに畿内（摂河東）の年貢算出方法の面から、具体的に明ら

かにし、いささかなりとも年貢に関する研究の空白をうづめようとするものである。

① 安良城盛昭氏『幕藩体制社会の成立と構造』。大石慎三郎氏『享保改革の經濟政策』。佐々木潤之介氏『幕藩權力の基礎構造』。

② 拙稿「近世徴租法の転換——敵引検見取法から有毛検見取法へ——」〔大阪府立大学紀要』一二巻〕。

二 敵引検見取法の施行とその行詰り

徳川幕府は幕初から水利安定の工事をはじめとする、一連の「小農」自立政策を強力におしすすめ、その權力の基盤を、当時一般に展開しつつあった「小農」経営に求めたことは周知のとおりである。^①

しかし、寛永後期の飢饉を契機として、幕府がその權力の基盤として再確認した「小農」経営は、「慶安の觸書」に浮彫りされているように、生産力的に脆弱、不安定なものであった。かくて、このような「小農」経営を、いかにして安定させるかということが、幕府の農民政策の重要な課題であった。^②これにこたえたのが、従来の相対立毛検見取法、定納高制^③にかわつて、寛永後期から幕領一般に施行されたと考えられる敵引検見取法である。^④

畝引検見取法は、元來田方稲作に対する徴租法で、一般に關東方^⑤では反取畝引検見取法が、上方筋^⑥では厘取畝引検見取法が行なわれたが、両者に本質的な相違はない。いずれも近世初頭の検地によって田畑を上・中・下に位づけられた、それぞれの位の石盛に基づいて年貢を決定する方法である。

例えば上田の石盛を一石五斗、中田のを一石三斗、下田のを一石とし、租率を五公五民とすれば、上・中・下田一反当りの取米は、それぞれ七斗五升、六斗五升、五斗となる（これを根取米という）。五合摺（粃一升が米五合に当る）とすれば、上・中・下田一坪当りの粃量（これを当り合という）は、根取米を四倍して一反当りの粃量になおし、これを三〇〇（坪）で割って算出する。すなわち当り合は上田 \equiv 一升、中田 \equiv 八合六勺六才六、下田 \equiv 六合六勺六才六となる。

上・中・下田それぞれ位限りの検見坪刈りによって検出した有粃量（何割かの干減を引いた粃量。以下同じ）が、それぞれの当り合より過剰なときは、その過剰分は不問に付すが、当り合より不足する場合には、その不足分を上・中・下田それぞれにおいて、当年の損毛分として反別あるいは石高

に換算して控除する。例えば上田を検見坪刈りして検出した有粃量が八合であったとすれば、一坪につき上田の当り合一升より二合の不足、比率にして二割の不足である。反取畝引検見取法の場合には、この二割分の反別を上田の総反別から引き、残りの反別を根取米すなわち一反につき七斗五升に乘じ、厘取畝引検見取法の場合には、二割分の石高を上田の総石高から引き、残りの石高に租率を乘じて、上田の年貢を算出するのである。この算出方法を反取・厘取のそれぞれについて示せば、《I》・《II》のとおりである。

この畝引検見取法が畿内・中国筋の綿作にも適用されたのである。^⑦ 摂河泉では大坂堤方年番代官が、その年の綿・米平均相場（後述する一五か所の平均であろう）を触れる。それによって代官所は綿を靱に換算して畝引検見を行なう。例示すればつぎのとおりである。^⑧

根取毛付免五ツ四分六厘一毛
此当合一升一合六勺五才
但本一平均
桃四二分
木綿作

一上々田老反歩
此分米老石六斗
石盛拾六
此木数二万七百本
但老坪六拾九本立

〈I〉

反取畝引検見取法

$$X = P \times \sum Ai \left(1 - \frac{p-ai}{p}\right) + Q \times \sum Bi \left(1 - \frac{q-bi}{q}\right) + R \times \sum Ci \left(1 - \frac{r-ci}{r}\right)$$

	上 田	中 田	下 田
根 取 米	P升	Q升	R升
当 り 合	p升	q升	r升
反 別	A _反 = ∑Ai	B _反 = ∑Bi	C _反 = ∑Ci
坪刈有粗量	ai升	bi升	ci升

①根取米=石盛×租率。

②ai>p, bi>q, ci>r のときは, ai=p, bi=q, ci=r として算出する。

〈II〉

厘取畝引検見取法

$$X = \{P \times \sum Ai \left(1 - \frac{p-ai}{p}\right) + Q \times \sum Bi \left(1 - \frac{q-bi}{q}\right) + R \times \sum Ci \left(1 - \frac{r-ci}{r}\right)\} \times K$$

	上 田	中 田	下 田
石 盛	P石	Q石	R石
当 り 合	p升	q升	r升
反 別	A _反 = ∑Ai	B _反 = ∑Bi	C _反 = ∑Ci
坪刈有粗量	ai升	bi升	ci升

①K=租率。

②ai>p, bi>q, ci>r のときは, ai=p, bi=q, ci=r として算出する。

以上で明らかであるが、念のため
に詳述しておこう。一坪の当り
合一升一合六勺五才は、石盛一石
六斗に租率五ッ四分六厘一毛を乗
じてえた八斗七升三合七勺六才

右の通仕出し沓坪の立毛に直し、当
り合と差引五合五勺七才五不足なり、
此の不足の分引方に立、残高へ定厘
を懸、取箇を仕出すなり、引方の立
様前に記、畝引検見同断

此米九斗沓升沓合三勺五才
但沓石に付、四拾目替
此艸沓石八斗式升式合七勺 但
五合摺積り
一坪ニツキ艸六合七才五

此桃数四万千四百

此綿目拾貳貫四百貳拾目

此斤目五拾六斤四分五厘四毛

此銀五拾六匁四分五厘四毛

但沓本に付式ッ

但一坪綿目四十一匁四分

但平野目沓斤二百二十目

但沓斤平均沓匁替

内式拾九

肥代引

但十匁ニ付、代凡三匁五分宛、是ハワタ作ハ稲作ト違ヒ、多
分ノ糞入候ニ付、定法ニテ肥代引事也

残銀三拾六匁四分五厘四毛

（根取米）を四倍して一反の籾量（三石四五〇四）になおし、これを三〇〇（坪）で割って算出したものである。

つぎに綿木が一坪に六九本、一本に桃二つであるから、一反の桃数は四万一四〇〇であり、桃一つ正味三分として二貫四二〇目となる。これを平野目（一斤二二〇目）にすれば五六斤四分五厘四毛となる。一斤一匁替えであるから、一反の綿値段は五六匁四分五厘四毛である。これから肥料代二〇目（一匁につき約三五五分）を引いた残銀三六匁四分五厘四毛を、米一石四〇目替え、五合摺りで籾に換算すると一石八二二七となる。これを三〇〇（坪）で割れば一坪当りの有籾量六合七才五をうる。

この一坪当りの有籾量六合七才五は、さきの当り合一升一合六勺五才に対して籾五合五勺七才五の不足、比率にして四割七分八厘五毛四の不足である。

かくて一石六斗（一反）から不足分四割七分八厘五毛四にあたる〇石七五六六四（四畝三歩五六二）を引いた、残りの〇石八三三三三六（五畝六歩四三八）に租率五ッ四六一を乗じて、〇石四五五六三の年貢を算出するのである。

ところが実際は一々このような計算をするのではなく、

綿・米平均相場が決定すると、あらかじめ代官所では一反当りの斤数に対応する一坪当りの有籾量を算出しておく。

その場合、綿一反に一〇斤吹きは正桃二五とするのを定法とした。一坪に桃が二五だから一反の桃数は七五〇〇、これを桃一つ綿正味三分に乗ずれば、一反で二貫二五〇目、平野目に換算して一〇斤二三となる。一斤の代銀を一匁とすれば一〇匁二分三厘である。これから一〇匁につき三匁五分の肥料代を引いた、残りの六匁七分三厘を、米一石銀四〇目替えて米に、さらに五合摺りの籾に換算すると、米一斗六升八合三勺、この籾三斗三升六合六勺となる。これを三〇〇（坪）で割って

第1表 綿一坪の有籾量

1反の斤数	1本の桃数	1坪の桃数	1坪の有籾		
			升	合	勺
10	0.417	25	0	1	1
20	0.833	50	0	2	2
30	1.250	75	0	3	3
50	2.083	125	0	5	5
60	2.500	150	0	6	6
80	3.333	200	0	8	8
100	4.160	250	1		0

1坪の綿木数60本。綿1斤=1匁、米1石=40目

一坪の有籾量一合一勺を算出する。以下同様にそれぞれ斤数に応じて一坪の有籾量を出しておくのである（第1表）。かくて坪刈りして平均出合を加えたのち、これらの有籾量と上・中・下そ

れぞれの当り合とを差引して不足があれば畝引をする。

以上によって、つぎの二点が明らかとなった。

一つは、近世の石高制に対応し、田畑の位・石盛が生産力と一応照応している限り、作柄の豊凶に依じて「小農」からその全剰余労働を搾取する徴租法であるということである。これは、その年その年の米・綿平均相場によって米・綿換算率を算出し、坪刈りの綿を糶になおし、その年その年の位限りの当り合と差引して、損毛分があれば畝引していることによつて明らかである。

他の一つは、脆弱かつ不安定な「小農」経営を安定させ、かれらに生産力発展の可能性をはらんだ単純再生産を展開させるにふさわしい徴租法であったということである。それは①当り合をこえる分は不問に付し（この過剰分）「出来増」は「百姓肥し手入の精力をもつて出来」したものととして、「作徳にとらせ遣」す、当合よりも不足する分は控除する、②後述する刈出し平均出合を全反別に及ぼす有毛検見取法とは異なり、坪刈り、刈出しは上・中・下それぞれの位限りに行なわれるので、たとえある位で多少無理な坪刈り、刈出しが行なわれても、被害はその位限りに止まって、全反別

に及ばない、③とくに綿作に必須の肥料代を必要経費として控除している、という点にみられる。これらから幕府が考えていた畿内の前期綿作の性格がうかがわれるように思われる。

つまり、この畝引検見取法は、「小農」の全剰余労働搾取と「小農」経営の安定的維持策との、地代形態における統一的発現であるといえよう。またその一般的施行が、さきにくれたように寛永後期からであるとすれば、幕府がその権力の基盤を、当時なお脆弱かつ不安定であった「小農」経営に求めたことを、地代搾取形態のうえで具体的に示すものである。

ところで綿作畝引検見取法も、基本的には田畑の位・石盛に規制されており、また当り合を引上げるためには租率を上げねばならない。しかし生産力は上昇して位・石盛との乖離を次第に拡大するのに反して、租率の引上げは百姓の抵抗や慣習などによつて、「何程之豊熟にても五十年・七十年に無之程之高免に取候事は無之」、^⑭「一体検見取ノ村カタ如何程ノ豊年ノ年タリトモ、俄ニ一年ニ五、七分モ上ル儀ハカツテ不致事」というように困難であった。こうし

て次第に畝引検見取法は、百姓の全剰余労働を搾取しえなくなり、「近年御蔵入御所務」の減少を来たすようになったのである（寛文二〇年正月令）。

かくて百姓の全剰余労働搾取とその経営の安定的維持を企図する畝引検見取法の機能を回復し、「連々百姓身上もつもり、御所務上り候様」^⑩（同上）にするためには、幕府は現実の生産力を適確に再把握する必要に迫られた。これにこたえて行なわれたのが寛文・延宝の検地であった。畿内・三州を中心として行なわれた延宝検地は、慶安二年の検地条令^⑪をうけて、一間六尺一分竿を用いて、かつて再生産のために認めた余歩・繩延びを縮小して出目を出すとともに、上・中・下の位を上々・上・中・下・下々の五等級にして、位・石盛と現実の生産力を照応させ^⑫、百姓経営の安定的維持とその全剰余労働の搾取を志向したのであった。

しかしながら、それ以後とくに元禄期を中心とする時期に、生産力はめざましい発展をとげたために、一方また百姓の抵抗や慣習などによって恣意的に租率を引上げることが出来なかつたので、もはや畝引検見取法では百姓の全剰余労働の搾取は不可能となつたばかりでなく、年貢収納量

第2表 10か年平均租率

期 間	中 筋	小若江
	%	%
延宝4～貞享2	38.80	52.55
貞享3～元禄8	35.75	49.69
元禄9～宝永2	32.82	41.02
宝永3～正徳5	28.18	43.45

①中筋村(2543石259)、小若江村(524石220)とも本途米の租率。

②免状および『新検地以来年々御取箇』による。

の減退さえ来たすにいたつた^⑬。例えば和泉国大鳥郡堺廻り中筋村(堺市)、河内国若江郡小若江村(布施市)などの個別農村にも、この傾向が明らかにみられる(第2表)。

幕府はあるいは大名預所を全廃して幕領支配の貫徹をはかったり^⑭、あるいは代官を督励したりなどして、年貢収納量の回復、増徴をはかった^⑮。このような努力にもかかわらず、その結果はむしろ「近世以来、御料之地風水旱等之損毛有之にもあらず、させるいはれもなくして、年々の御取毛次第に下免に成来り、古来之御取毛ニ引合せ候ニ、過半之相違相見」え、「或ハ御料私領入会之村々、私領に引くらへ候得ハ、御料之御取毛ハ殊之外に下免之所も有之、或ハ私領之村々御料所に成候後、御取毛之次第、私領之時より八年々に下り候所も有之」という逆の結果をまねいた。この正徳三年(一七三三)四月の触書の示す動向は、五畿内・

第3表 畿内筋
8か国の租率

年 代	租 率
宝永3	38.74
4	34.44
5	31.47
6	33.05
7	33.11
正徳1	33.15
2	31.36
3	37.07
4	29.05
5	37.05

『京都御役所向大
概覚書』による。

近江・丹波・
播磨八か国の
幕領の収納傾
向にもみられ

る(第3表)。

今や徴租仕法、徴租機構それ自体に構造上の問題があり、
極枯化しているにもかかわらず、問題は未解決のまま享保
期にもちこされたのである。

① 安良城盛昭氏『幕藩体制社会の成立と構造』六四〇―六七頁。朝尾直
弘氏「近世初頭における畿内幕領の支配構造」『史料』四二卷一號)。
佐々木潤之介氏『幕藩権力の基礎構造』二二二―二四頁。

② 佐々木潤之介氏前掲書三五三―三七九頁。

③ 中村吉治氏「近世初期農政史研究」一一―三頁、四四―六頁。朝尾
直弘氏「豊臣政権の基盤」『歴史学研究』二九二號)。

④ 勘定役木戸小三郎の考証によれば、従来は「定免之収納法に候処、
寛永年中御勘定頭曾根覺齋殿、定免は百姓難儀に付、検見取御慈悲之
儀に付、御料所は一同に検見取相成、定免御差止」となったという。
この「検見取」は「敵引を立」てる敵引検見取りを意味している(『一
話一言』上『日本隨筆大成』別巻)九三三―三五頁)。

⑤ 「関東筋」は関八州に伊豆・甲斐を加えたものであり、「関東方」
とは「関東筋」に陸奥・出羽の「東国筋」を加えたものである。この
一、二か国以外の国すなわち五畿内筋・海道筋・中国筋・西国筋・北国
筋はずべて「上方筋」に入る。これが勘定所の取扱仕法であった(質

地一件」・「地方凡例録」『日本経済大典』四三卷。以下「大典」と
略称)三〇―一頁。『徳川 県治要略』二七―二四頁。「地方要集録」
『日本農民史料聚粹』一巻(五四―一頁)。

⑥ 『地方凡例録』『大典』四三卷)一五九頁。『格致累年録』前集、
第一。「地方信要秘鑑」『算学地方俗稿』。

⑦ 『地方凡例録』一六八―一七二頁。「地方要集録」(日本農民史料
聚粹)一巻)五七二頁。『牧民金鑑』上巻四一三頁。『徳川禁令考』
前集第四、二二五五号。

⑧ 『地方凡例録』一七一―一六頁。『地方藩穂集』(『大典』二四卷七
六―九頁)。

⑨ 『地方藩穂集』六〇頁。「増補田園類説」(『大典』一三卷二二七
頁)。「格致累年録」前集第一。

なお慶安の触書が、その二四条で「年貢出し候儀、反別にかけてハ
一反ニ付何ほど、高にかけてハ一石に何程、割付差紙地頭・代官より
も出し候、左候得ハ、かうさくに入精を、能作り、取実多く在之ハ、
其身の徳に候、悪候得ハ人不知身上のひけに候事」(『徳川禁令考』前
集第五、二七八九号)と触れているのは、このことを意味するもので
ある。

⑩ 寛永期以降、畿内綿作は一段と発展したが、全剰余労働が榨取され
ていた前期の綿作は、一般に使用価値生産を目的とする農業の域を出
ず(山崎隆三氏「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」岩
波講座「日本歴史」近世4三三四頁)、脆弱・不安定な「小農」経営
の安定的維持に資するものであり、幕府もそのようなものとして前期
の綿作に対処したと考えられる。すなわちそれは、毎年肥料代を控除
していること(稲作に対しては、この控除はない)、つぎにみるよう
に、綿作、畑方生産力の不安定性(朝尾直弘氏「近世初頭における畿
内幕領の支配構造」佐々木潤之介氏前掲書二八一頁)を考慮して、

田・畑方綿作とくに畑方綿作に対する租率は、稲作のそれよりも低くしていること、などからうかがわれる。

例えば寛永一〇年の泉州日根郡波有手村（泉州郡南海町）においては、綿作に対する租率は、田・畑方とも、稲作のそれにくらべて低率である（A表）。

また、泉州大島郡堺廻り中筋村（堺市）においては、少なくとも寛永期以降は畑方はほとんど綿作であったと考えられる（『老圃歴史』寛永三年の条に「木綿内積有之」とあり、また時代は下るが、寛延期、畑方はすべて、田方は五分通り綿作である（今作『恐書付を以奉申上候』）。その田畑の租率を比較すると、B表にみるように、田方の租率の方が極めて高いのである。

A表 波有手村の作付高・租率

	毛付高	租率
田方木綿	495.870	38.8
畑方木綿	125.620	29.4
山田分	122.540	35.8
畑方分	137.560	42.7
上毛	478.060	46.8
高に対する租率		39.1
毛付高に対する租率		40.7

村高1414石500。「免状」による。

これに対して、元禄・享保期を画期として、一般に剰余労働が百姓の手に残留するようになると、畿内綿作は交換価値目的の商品生産的性格をつよく帯びてくる（山崎隆三氏前掲書三三・四・三五頁）。これに対して幕府も享保改革期から定免法、田方勝手作仕法あるいは有毛検見取法を施行して、これに対処している（これについては後述）。

- ① 佐々木潤之介氏前掲書 三三三、三七五頁。
- ② 山崎隆三氏「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」（岩波講
- ③ 『日本歴史』近世4三三七～三四四頁。
- ④ 「謙亨筆記」（『大典』一三卷一三八頁）。
- ⑤ 『地方凡例録』一三九頁。
- ⑥ 『徳川禁令考』前集第三、一六九七号。
- ⑦ 『条令拾遺』。
- ⑧ 小林茂氏「延宝五年三月検地御条目史料」（『近世史研究』二号）。
- ⑨ 宮川満氏『大閣検地論』第一部三八四～五頁、第二部三三一～四頁。
- ⑩ 山崎隆三氏前掲論文三三七～三四四頁。
- ⑪ 『折たく柴の記』（岩波文庫）一五九頁。
- ⑫ 大沢元太郎氏「近世の預所に就いて」（『歴史地理』七七卷二号）。
- ⑬ 拙稿「代官所機構の改革をめぐる」（『大阪府立大学紀要』一三

B表 泉州大島郡中筋村の田・畑租率

年代	田	畑	年代	田	畑
寛永 1	79.2	44.0	慶安 1	54.9	26.6
2	82.4	45.9	2	56.3	26.0
3	50.0	19.6	3	50.0	21.5
4	58.0	30.0	4	46.7	18.7
5	75.2	40.0	承応 1	48.1	19.7
6	47.0	31.5	2	46.9	18.7
7	47.0	35.5	3	42.2	14.0
8	68.9	37.7	明暦 1	39.2	11.0
9	58.3	10.1	2	51.0	22.3
10	67.1	37.6	3	34.9	10.0
11		39.3	万治 1	44.1	18.2
12	72.2		2	51.3	23.3
13	76.9	36.9	3	46.1	18.9
14	72.3	33.9	寛文 1	51.9	20.0
15	73.6	34.5	2	40.4	14.9
16	70.0	13.0	3	47.2	19.7
17	71.5	21.0	4	52.2	22.8
18	55.6	24.6	5	56.5	26.1
19	55.0	24.2	6	56.6	26.2
20	38.5	10.5	7	46.6	17.8
正保 1	44.3	21.8	8	38.55	10.25
2	48.9	26.0	9	50.0	20.1
3	53.1	29.0	10	49.7	19.8
4	47.5	20.0	11	45.8	15.9

村高は2583石572。『老圃歴史』による。

三 定免法——畝引検見取・根取法に基づく—— の実施とその限界

いかに幕府が代官を督励しても、年々の取箇は私領にとり、やがて旗本・御家人の切米支給にさえ事欠くようになった。このような幕府財政を建直すことが、まず吉宗の当面の課題であった。

改革は、生産力の発展にともなうて百姓の手元に地代形態では搾取しえない剰余労働が残留するという、封建社会の基盤の変化・発展に対応して、これを吸収すべく、地代搾取原則（百姓経営の安定的維持と全剰余労働搾取）を貫徹しようとする。そのために採られたのが、定免法、有毛検見取法であり、徴租機構においては一旦全廃した大名預所の復活^①、ついで代官所経費別途支給仕法であった^②。有毛検見取法については次節にゆずり、ここでは定免法について述べよう。

幕府が初めて定免法の施行準備を代官に触れた享保三年（一七一八）九月の達書によれば、定免法を施行しうる条

件を備えた村柄として「田畑検地も正敷、地所・位付・石盛等茂あまり之相違成儀無之、用水懸りも能、年々立毛出来方さのミ甲乙茂少ク、勿論水損・早損無之、又者町場ニ而田地茂能、毎年御取ケ増減も少之儀ニ而、商売を専ニいたし候所ニ而、惣而豊年凶年共ニ考忒分程之上ケ下ケニ而御取ケ極メ候様成所」をあげ、そこでは「前々之御取ケ拾ケ年平均」で三年ないし五年の定免とし、その年季中はたとえいかなる損毛があつても破免をしないとされている^③。

ところで定免法が実際に施行されるようになるのは、大名預所の復活とともに、享保五年からである^④。以後定免法は逐次施行され、関東方から上方筋にかけて、かなり広く行なわれるようになるのは九年以降のようである^⑤。

このころ実施された定免法は、主として従来の畝引検見取による取米の平均に基づいて、これに増しを加えたものであった。例えばつぎの村々はいずれも正徳四年（一七一四）から享保八年（一七二三）までの一〇か年平均に増しを加えることを原則としている。武蔵国久良岐郡永田村（横浜市）では、右の平均に米五石六一三四、永六五一文七分増しであり^⑦、摂津国西成郡難波村（大阪市）においても、平

均の四・九八%増し（定免高六九六石六四七）である。^⑧ 和泉国大鳥郡堺廻りの中筋・北庄・船松の三か村（堺市）では、定

免法は、九年から一一年まで連年の損亡のために施行されず、一二年から実施されたが、その租率はやはりさきの平均に厘上げしたものであった。すなわちそれは、三か村それぞれの平均租率三三・八八、三四・四、三三・三一%に、一・七、三・〇九、一・一五%厘上げた三五・六、三七・四九、三四・四六%であった。^⑨ また備中国窪屋郡倉敷村（倉敷市）においては、一〇年から定免法が行なわれたが、その租率は正徳四年から享保九年までの一一年のうち、大水損の享保六年を除いた一〇年平均に一分の増免をしたものであった。^⑩

元来敵引検見取法は、剰余労働を百姓の手元に一切残さないという地代原則を体现したものにほかならなかった。それがいまやその機能を喪失して定免法へ転換しなければならなくなったのであるから、定免額の決定に当たり、その基礎となる過去の取米平均が、現実において右の原則の具体的表示たるためには、平均に増しを加えて修正し、定免額が事実上なら剰余労働を百姓の手元に残留させない

線にまでおよばねばならないことは、蓋し当然のことであった。

もっとも先に引用した享保三年の触にあるような好条件を具備した場所は、きわめて限られているので、その実施にあたってはとかく破免条項をもうけざるをえなかった。幕府は同七年七月の「定免年季之内、当作損毛有之節、検見之儀ニ付御書付」^⑪において、定免年季中でも早損・風損・水損・虫付きなどで過分に損毛が生じ、一村の百姓が残らず検見を願ひ出た場合には有毛検見を行なう。その結果、定免額よりも多くなることもありうるが、それを承知のうえならば、破免して有毛のとおり取米を決定すると触れている。その場合過分の損毛というのは「一国一郡江響候程」のものでなければならなかった。また山崩・川欠などがあった場合は、くわしく見分したうえで、「荒地之分御年貢差免可申候、尤右荒地之御年貢引候分、村中へ償出候儀ニ而者無之候、但其節者村中不残遂僉儀、荒地等可相改事」と達している。

このような条件では実際は破免をしないこととなり、百姓経営を破壊するので、百姓の抵抗も強く、定免法を施行す

ることが困難であった。^⑫そこで幕府は一二二年（一七二七）

九月に破免率を定め、たとえ一村でも五分（五〇%、以下これに準ずる）以上の損毛があった場合は、代官が十分念を入れて

検見したうえ、委細勘定所に相談して引方を決めるように改める一方、かれらを督励して年貢の增收をはかり、その

実をあげた。すなわち租率をあげて定免法を一般に施行した九年ごろから取納量は増加し、勘定方の「御勝手御用

筋大立候儀申上候書付」に「御料所之分、去ル末・申兩年^{（二年×二年）}吟味仕、御取箇相増」したとあるように、一二年には一六

二万石余りと享保年間では最高額に達したのである（第4表）。

さらに幕府は翌一三年四月には、その村柄相応の根取免になつてゐるかどうか——①去年取米が増加したが、急な

ことゆえ、隣村に比較していわれなく甲乙ある所は、隣村のを上げるか、その村のを下げるべきか、②去年取米が増

したが、なお増加の可能性のある村方もあるべく、そのよ

うな村はどれだけ増せば、その村柄相応の取米となるか、
③去年年貢を取りすぎた所は、どれほど減ずればよいか、
④去年取米が増加して、その村柄相応のものとなつた村方

があるか——を吟味し、その結果たとえ定免年季中でも本年から引き下げるべきものは引き下げ、増すべき分は増し、

「当年より急ニ難増子細有之分ハ、其訳書付、何年何程可増由」を上申せよと代官に達した。また幕府は「此度其村

柄相応の御取箇ニ極候上ハ、定免之年季五年又ハ拾ヶ年・拾五ヶ年にも極」め、「切替之節相増候儀ハ無之候」と触

れている。^⑬この村柄相応の根取免というのは、五公五民の線である。^⑭

同時に幕府は、その村柄相応の年貢を出すことを承知した村に限り、破免率を引き下げて損毛四分以上とした。その

理由は、この原案作製者である伊奈半左衛門以下の郡代・代官らが、四分以上の損毛で破免すれば、百姓経営に「甘」

ゆとりが生じ、單純再生産——「凶年之償者、豊年之余慶を以」てする——を維持しうるからと^⑮いうのである。た

だし、その村柄相応の年貢を出すことを承知しない村は、従来どおり五分以上にとどめた。^⑯このように令達する一方、

幕府は早損・水損などに備えて、一〇月夫食貸の用意として年貢米の一部を郷蔵に、郷蔵のないところは名主・庄屋

の蔵に囲置くことを命じた。^⑰

第4表 幕領の石高・取米・租率の変遷

年代	総石高	取米	租率	年代	総石高	取米	租率
	石	石	%		石	石	%
享保1	4,088,530	1,389,570	33.99	6	4,406,064	1,649,384	37.43
2	4,098,371	1,365,060	33.31	7	4,420,503	1,552,846	35.13
3	4,044,570	1,435,541	35.49	8	4,426,889	1,649,532	37.28
4	4,050,850	1,393,529	34.40	9	4,471,712	1,701,560	38.05
5	4,057,180	1,395,682	〃	10	4,461,631	1,685,345	37.77
6	4,066,500	1,305,650	32.11	11	4,465,654	1,680,127	37.62
7	4,043,320	1,414,290	34.98	12	4,458,083	1,674,699	37.57
8	4,112,390	1,303,930	31.71	13	4,375,836	1,643,963	37.57
9	4,278,370	1,488,360	34.79	明和1	4,376,432	1,636,386	37.39
10	4,360,670	1,466,215	33.62	2	4,387,292	1,594,040	36.23
平均	4,120,075	1,395,782	33.87	平均	4,425,009	1,646,788	37.21
11	4,310,100	1,500,691	34.82	3	4,387,045	1,538,971	35.08
12	4,414,850	1,621,980	36.74	4	4,394,756	1,598,767	36.38
13	4,409,753	1,465,486	33.23	5	4,378,684	1,547,248	35.34
14	4,446,688	1,608,354	36.17	6	4,378,574	1,594,461	36.42
15	4,481,056	1,551,345	34.62	7	4,371,923	1,467,010	33.56
16	4,530,908	1,365,049	30.13	8	4,375,647	1,353,282	30.93
17	4,521,401	1,392,391	30.80	安永1	4,375,961	1,525,624	34.86
18	4,541,744	1,461,986	32.19	2	4,378,819	1,508,026	34.44
19	4,541,816	1,343,519	29.58	3	4,379,699	1,530,615	34.95
20	4,539,331	1,462,706	32.22	4	4,387,091	1,520,866	34.67
平均	4,473,764	1,477,350	33.02	平均	4,380,819	1,518,487	34.66
元文1	4,565,359	1,334,481	29.23	5	4,387,201	1,569,988	35.79
2	4,567,151	1,670,819	36.58	6	4,392,791	1,556,681	35.44
3	4,580,554	1,533,133	33.47	7	4,372,435	1,517,858	34.71
4	4,583,446	1,668,584	36.40	8	4,373,996	1,525,452	34.86
5	4,581,523	1,492,492	32.58	9	4,371,639	1,427,789	32.66
寛保1	4,586,472	1,570,388	34.24	天明1	4,348,278	1,465,836	33.72
2	4,614,502	1,419,558	30.76	2	4,332,441	1,460,933	33.70
3	4,624,664	1,636,409	35.38	3	4,350,709	1,219,484	28.03
延享1	4,634,076	1,801,855	38.88	4	4,360,521	1,492,139	34.22
2	4,628,935	1,676,322	36.21	5	4,330,634	1,403,708	32.41
平均	4,596,668	1,580,404	34.38	平均	4,362,064	1,463,986	33.56
3	4,634,065	1,766,214	38.11	6	4,341,213	1,081,485	24.91
4	4,415,820	1,551,214	35.13	7	4,361,544	1,444,933	33.13
寛延1	4,411,241	1,590,491	36.06	8	4,384,334	1,433,377	32.69
2	4,397,089	1,673,573	38.06	寛政1	4,384,279	1,410,414	32.17
3	4,390,109	1,693,726	38.58	2	4,380,524	1,442,995	32.94
宝暦1	4,394,525	1,704,664	38.79	3	4,382,813	1,356,289	30.95
2	4,409,637	1,715,630	38.91	4	4,393,572	1,470,399	33.47
3	4,413,541	1,680,002	38.06	5	4,393,000	1,476,278	33.61
4	4,407,515	1,650,387	37.44	6	4,403,622	1,471,301	33.41
5	4,412,347	1,642,551	37.23	7	4,504,516	1,545,767	34.76
平均	4,428,588	1,666,845	37.63	平均	4,392,941	1,413,323	32.17

『日本財政経済史料』第1巻31～43頁。

ところが同年風水損があり、代官らはそれぞれ自分の考
えて引方を立て、また多分の夫食貸を行なった^②。そのため
か年貢量は一二年の一六二万石余りにくらべて一四六万五
〇〇〇石余りにとどまり、一五万六〇〇〇石余りの減少を
みた(第4表)。

このような動向に当面した幕府は、翌一四年九月代官に
対して、まず「御取箇之儀、去ル未年吟味之上、定免も過
半出来、猶又去申年再吟味有之、一村毎ニ地取相極候処、
去年ハ所々風水損等有之、引方相立候、当年ハ豊年ニ候間、
検見取場所之儀ハ弥入念、立毛出来方ニ随、去年被差出候
帳面之地取ニ無構、御取箇相増候様」吟味すべきことを命
じ、ついで第二条で、幕府の考えた、百姓経営にゆとりを
もたす四分以上損毛の場合の引方というのを、つぎのよう
に明示した^③。

定免之場所、四分以上之損亡候得ハ、引方相立候儀、田方四分
以上之損亡候ハ、引方相立、畑方ハ定免之通取之、畑方四分以
上之損毛候ハ、畑方斗引方相立、田方ハ定免之通御取箇附可
被致候、如此引立相立候得ハ、百姓廿ニ成候間、其心得ニ而、
此以後共ニ定免相極可被申候、定免之場所損毛有之、引方相立

候儀、去年ハ各了簡ニより品々有之様及承候、右引方立候ニ至
候而ハ、検見取と同様之事ニ候

すなわち田畑を二つに分け、損毛が田方で四分以上、畑
方で四分以下であれば、田方のみ破免して引方を立て、畑
方は定免とする。逆の場合は畑方だけ破免して引方を立て、
田方は定免とするというのである。百姓経営に「甘」「ゆと
り」をもたすというのも、右の意味においてであった。以後
この方針のちにふれるように、次第に具体化され、細分
化されていったのである。

さらに幕府は一五年八月、田方は高・取米においても反
別においても、四分以上の損毛があった場合には破免検見
取にすることを触れた。その際上方筋の田方綿作も「前々
検見取之格ヲ以」って、四分以上の損毛があれば引方を認
めた。また畑方については、麦作と夏秋作(大豆・小豆・木
綿・苧・粟・稗・菜・大根・その他)に二分し、そのおのおの
に四分以上の損毛があった場合、それぞれにおいて破免検
見取を行なうことに改めた^④。

しかしこれでも上方筋にくらべて、より生産力が低く、
農業外余業が未成熟な関東地方農村の百姓の再生産をおびや

かしたのであろう。一四年の奥州伊達・信夫両郡下の一揆をはじめ、夫食拝借願いが、とくに關東方農村で増加した。そのためもあって年貢収納量は、一四年の一六〇万八〇〇〇石から、一五年には一五五万石余り、一六年には一三六万五〇〇〇石余り、一七年（近畿以西蝗害）には一三九万石余りと急激な減小を示した（第4表）。

このような動向に対して幕府は、大損毛・家財焼失そのほか格別の理由がなければ、年貢徴収のさまたげをなす夫食貸を禁止しようとした。しかしそのためには四分以上の損毛でなければ破免しないという現在の規定が、果たして現実にそくしているかどうかを検討する必要を感じ、再びこれを伊奈半左衛門以下の郡代・代官一六名に諮問したのであった。これにこたえてかれらは、一八年九月上方筋・關東方の再生産についてのモデル計算をそえ、さきに四分以上の損毛の場合に破免すれば、村々の再生産を破壊せず、その村柄相應の年貢を徴収しようとした答申は誤りで、今後夫食貸を停止するならば、損毛三分以上で破免検見取とするように訂正すべきことを具申した。^⑤

幕府はこの答申を認めて翌一〇月、摂河泉支配の久下藤

十郎、摂河支配の平岡彦兵衛、摂河播但支配の千種清右衛門の各代官に、来たる一九年からこの仕法を実施し、格別の大損毛以外は夫食貸をやめるからよく吟味し、「万一別段の存寄りがあれば上申せよ。異議がなければその旨を答えよ。なおこれについては村方には知れないように手代達にもよく申し含めよ」と達した。^⑥

かくて一九年正月幕府は、従前どおり「田方畑方と引分け、①三分以上の損毛があった場合には破免検見引する、②たとえば定免年季五か年のところ三、四か年も三分近い損毛がつづき、百姓が困窮する時には破免検見引する、③その村柄不相応に高い年貢を納めることを命ぜられている村は、たとえ定免年季中でも吟味をする、④定免年季中で検見を行わず、年貢がその村柄相應であるかどうかを決しがたいものについては、たとえ損毛がなくとも本年は見分して適正かどうかを検討することを指令するとともに、今後は格別の大損毛以外は夫食貸を行わないこととした。^⑦かくて翌二〇年八月勘定奉行の連名で、夫食貸のための置叙停止を代官に達し、^⑧年貢増収をはかった。

一五年以降収納量は減退傾向を示しているにもかかわら

ず(第4表)、幕府はいままた三〇%以上と破免率の低減をよぎなくされた。定免法による増徴仕法がゆきづまりを来たしたことは明らかである。

定免法は生産力の発展にともなつて、百姓の剰余労働搾取に適合しなくなった畝引検見取法の欠点を克服し、村柄相応に剰余労働搾取を企図するものであつたが、それは生産力の一定の安定性を条件として成立するものである。

したがつて生産力が低く、農業外余業が未成熟な地域での定免法の施行は、百姓の再生産をおびやかし、やがては取米の停滞ないし減少を来たす。関東方農村は一般に三分以上に破免率を引下げても、百姓経営が苦しかったことは、元文三年(一七三八)三月代官上坂安左衛門・田中休蔵・蓑笠之助が連署して勘定所に提出した意見具申書^⑤からうかがわれる。かれら三名は損毛三分以上でなければ破免検見引をしないので、支配所の村々が困窮していると述べ、このような実情であるから百姓が「作略」し、二分余りの損毛でも三分以上に当たるように書出すのであるが、「実々式分余之損毛と見候程之不作ニ候得は、作毛荒、色麥、見分悪敷相見候ニ見違」つて引方を立てることとなる。この

ようなことから享保一三年以前一〇か年の検見取にくらべても、また定免の予定根取高にくらべても、享保一三年から一〇か年の定免期間の取米額は、金にしてそれぞれ四九〇両、一万三六〇両少ないと申し立てている。この年貢収納量の減少は、さきにもたような百姓の減免闘争にもよるが、定免法を施行する場合、破免率が三〇%以上というのでは、関東方農村の百姓経営が弾力性を失ない、取米額が減少することを明示している。

また破免率の全国一律の適用は現実にはそぐわないものであつた。それはまずあいつぐ破免率の引下げによつて明らかである。また、さきにもあげたモデル計算の数値が、それを物語る。損毛三九%のとき、上方筋の一軒一年分の赤字〇石六一八は、関東方の赤字一石二五九の約半分であつたが、損毛二九%になると、上方筋の赤字〇石二五六は関東方の赤字〇石八六五の約三分の一に減少している。また損毛三九%のときの一軒一年分の赤字(上方筋〇石六一八、関東方一石二五九)をそれぞれ一〇〇として、損毛二九%とした場合の赤字の低下状況を見ると、上方筋では四一(〇石二五六)と半分以下に減じているのに対して、関東方では六九

（○石八六五）にとどまっている。幕府が全国一律に破免率を適用しようとする限り、生産力の低い関東方農村の再生産を考慮して破免率を引下げねばならず、そうすればするほど、より生産力が高く、余業も成熟している上方筋が有利になってくるのである。夫食拝借願いがとくに関東方に多いことは、これを明示している。しかも注目すべきことは、この上方筋のモデル計算には、なかでもとくに生産力の高い畿内・中国筋は除かれていることである。

さらに定免法は、はじめは畝引検見取法に、享保一三年からは根取法（畝引検見取法は年によって租率の変化があるのに対して、根取法は根取米（免）が村柄相応に——干減を立てての五公五民の線と考えられる——固定される点異なるが、引き方は畝引検見取法と同じである）に基づくが、いづれにしても田畑の位・石盛の規制をうけている。したがって生産力が発展して、田畑の位・石盛との乖離がいかに増大しても、定免法では根取米（免）より過剰な分を吸収することができない。そのうえ定免法は、豊年のときは田畑の位・石盛に基づく五公五民の根取米（免）で、損毛のときは破免検見引きをするので、生産力の発展の著しい地域においては、

第5表 享保期の幕領取箇

区分	石高		取米			租率	
	石	%	石	%	うち小物成	%	%
上方筋	2,513,100	(58.3)	973,900	(55.8)	118,600	38.75	<34.03>
関東方	1,796,900	(41.7)	771,000	(44.2)	105,600	42.91	<37.03>
合計	4,310,000	(100)	1,744,900	(100)	224,200		

①租率欄の〈 〉内の%は、小物成をのぞいての租率。

②『刑銭須知』343号による。

百姓の手に余剰を蓄積させ、年貢収納量の相対的減小を来たし、その力が及ばなくなった。そればかりでなく、第5表にみるごとく、総石高の五八・三%、総取米高の五五・八%をしめている上方筋が、取米率においては三八・七五（三四・〇三）%で、関東方の四二・九一（三七・〇三）%よりも約四（三）%低いのである。

このような動向打開のために、新たに打ち出されたのが、商業的農業の発展成果吸収政策と畑方に對する定免法の強化であった。

享保二〇年幕府は、田方に木綿・

紅花・麻・藍・煙草・瓜などの商品作物を作付けすれば、

これを勝手作りとして田方の上毛なみに（畑方の方が免がよい所は畑方上毛なみに）、また粟・稗などの雑作は田方上毛の半毛（畑方の方が免がよければ畑方上毛の半毛）に取箇づけ

せよと達したのである。^①さらに元文三年三月幕府は代官に
対して、五畿内筋(五畿内、近江、丹波、播磨)の綿作・稲作の
植付反別をあらかじめ調査しておき、損毛という時にはこ
れとひきくらべられるようにしておけと命じ、^②ついで五月

には、これまで破免検見引きしていた畑作を、「惣而畑方
之儀、損毛有之候而茂、古来先ッ者引方不相立候、畢竟畑
作者一作斗ニ無之、品々作付いたし候間、田方之通ニ検見
も難成、損毛之吟味の当」でないとの理由から除外して定
免とし、破免検見引を田方だけにかぎった。しかし五畿内・
中国筋は畑はもちろんだ方でも綿作をし、稲作同様に検見
をしているから、これらの国々は田方同様に引方を立てる
ただし、畿内・中国筋でも、そのほかの畑方諸作は定免と
し、引方を立てないこととした。^③

享保期の年貢増収は、一面においては定免法などの増徴
策によるが、一面においては再検地、新田開発など、新た
な賦課対象地の拡大によるものであった。しかし新しい賦
課対象地の拡大には限りがあり、村柄相応への租率の引上
げには百姓の抵抗があつて容易に実現できないばかりか、
根取米(免)の固定化は「習慣および伝統によつて与えら

れた諸制限」となつて、石高の増大にもかかわらず、年貢
収納量の停滞ないし相対的減少を来した(第4表)。

この固定され、慣習化した五公五民の租率を生かして百
姓を納得させ、しかも生産力の発展に対応し、なかでもと
くに生産力が著しく上昇し、百姓の手元に一定の剰余労働
が蓄積されている地域から、祖法の地代原則にそう搾取を
なしうる徴租法の必要を、幕府は痛感するにいたつた。こ
れにこたえて登場したのが、これまで定免法を実施できな
い場所、あるいは破免の場合にかぎつて施行されていた
有毛検見取法である。

- ① 大沢元太郎氏「近世の預所に就いて」(『歴史地理』七七卷一頁)。
- ② 拙稿「代官所機構の改革をめぐつて」(『大阪府立大学紀要』二三卷)。
- ③ 『格致累年録』後集第一。
- ④ 北島正元氏『江戸幕府の権力構造』三三二頁。
- ⑤ 『一話一言』上巻九三四頁。美濃国羽栗郡笠松・田村・北及村、徳田・奈良津新田などでは享保六年から定免法が施行された(笠松町史)上巻二五七頁)。

⑥ 拙稿「近世徴租法の転換」(『大阪府立大学紀要』二二卷)。

⑦ 『横浜市史』第一卷六九六、六九九頁。

⑧ 『背物立売一件』坤。

⑨ 『老圃歴史』、『新検地以来年々御取箇』。

⑩ 内藤正中氏「幕政改革の社会的基盤」(堀江英一氏編『藩政改革

の研究』二九四頁。

⑪ 『刑錢須知』三三四号。

⑫ 『小作騒動に関する史料集』八二六〜七頁。

⑬ 『刑錢須知』三三五号。

⑭⑮ 『牧民金鑑』上巻三四八〜三五二頁。『徳川禁令考』前集第四、二二五号。

⑯ 延享元年神尾若狭守によって、根取免に三ツ以上という夥しい増免をされたのに対して、撰河の村々は、元来「御根取免之義ハ、豊年之御見合」で、それは高に五ツであるのに、これでは「惣公無民」であると訴えており（二年、延享年恐書付を以、御願奉申上候）、『地方凡例録』も「勿論田畑トモ定免ノ村ハ、根取免五ツト定り有之」（一七〇頁）と述べていることよって推測される。

⑰ 『牧民金鑑』下巻五三〜四頁。『徳川禁令考』前集第四、二二五号。『刑錢須知』三二八号。

⑱ 『徳川禁令考』前集第四、二二五号。

⑳ 『格致果年録』後集二。

㉑ 『牧民金鑑』上巻四一三〜四頁。『徳川禁令考』前集第四、二二五号。『刑錢須知』三二七号。

㉒ 阿部貞琴・酒井一氏「封建制の動搖」（岩波講座『日本歴史』近世4・四七頁）。

㉓ 上方筋・関東方において、豊年と三分九厘（三九%）、二分九厘（一九%）の損毛が隔年にある場合の、それぞれの村落の再生産に関するモデル計算の大意は、つぎのとおりである。

上方筋においては、田畑屋敷高合計一三〇石、反別にして一町歩の村落を設定している。

その内訳は田方は高一〇〇石、反別にして八町歩（收穫米一〇〇石）、うち二毛作の田が四町歩（收穫米八〇石）で、石盛は上二五、中二三、

下二で平均石盛は一三であり、畑方は高三〇石、反別にして三町歩（うち屋敷二反歩）で麦五六石、大豆三五石二斗の收穫があり、石盛は上二、中一〇、下八で平均石盛は一〇としている。この村落には男女おのおの四〇人（うち一〇分の一の男八人は、雇人足・商人）が住んでおり、その家数は二〇軒で、牛は六頭としている。一戸平均の石高は二〇軒で六石五斗、農家を一八軒（一〇分の一戸を商人とすれば）とすれば七石二斗余りであり、牛は三軒に一頭の割合である。これに対して関東方は田畑屋敷高二〇〇石七斗、反別にして二町五反八畝二五歩の村落を考えている。

その内訳は田方は高一〇〇石余り、反別にして一〇町歩（米の收穫七〇石）、石盛は上二、中一〇、下八で平均一〇であり、畑方は田方と同じく一〇〇石余り、反別にして二町五反八畝二五歩（うち屋敷八反歩）で、麦一八八石六一〇、大豆八八石四一〇の收穫があり、その石盛は上二〇、中八、下六で平均八としている。この村には男女おのおの六〇人（うち男女おのおの六人、計二人が職人、商人）が住み、その家数は二四軒で、馬は六頭としている。一戸平均の石高は二四軒で八石三斗余り、農家を二軒（二〇分の一の二戸は商人・職人とす）とすれば九石一斗余りであり、馬は四軒に一頭の割合にしている。

以上のような村柄で、豊年と三九%の損毛が隔年にある場合をまず設定している。

上方筋では豊年の場合、田方は四一石六三七の余剰が出来るのに対して、畑方は二七石三九八の不足が生じ、差引一四石三三九の余剰がある。しかし三九%の損毛のときは田畑差引三六石四六一の赤字ができる。かくて一年おきに二二石二二の不足が生ずる。農家一八軒として一軒当たり一石二三五、これを一年分になおすと、約〇石六一八の不足となる。

これに対して関東方は、豊年のときは田畑差引永六貫四二文(米六石〇四二)の余剰が残るが、三九%の損毛のときは差引赤字永六一貫四二八文(米六一石四二八)ができ、一年おきに永五五貫三六八文(米五五石三六八)の不足が生ずる。農家を二二軒とすれば、一軒当たり約二石五一七、一年分になおすと約一石二五九の不足となる。

つぎに豊年と二九%の損毛が隔年にある場合をみると、上方筋では豊年のときは一四石二九九の余剰が、凶年には二三石四六一の不足が生じ、隔年に九石二二三の不足をつける。農家を一八軒として一軒当たり約〇石五一一、一年分にするると〇石二五六の赤字である。

これに対して関東方は、豊年には永六貫四二文の余剰が生ずるが、凶年には永四貫一八二文の赤字ができ、隔年になると永三八貫八六文の不足が生ずる。前と同じく農家を二二軒とすれば、赤字は一軒当たり永一貫七三一文(米一石七三〇)、これを一年分になおすと永八六五文(米〇石八六五)である。

このモデル計算をつくった郡代・代官らは、後者の場合ならば再生産が可能であると考えて、破免率を三〇%以上と上申している。なお租率は、上方筋は田畑とも有米の五〇%であるのに対して、関東方は田は五〇%、畑は二〇%である(拙稿「享保改革期の定免破免率をめぐって」『九十九里史学』三号発表予定)。

⑤ 『牧民金鑑』下巻五三〇四頁。『徳川禁令考』前集第四、二一五五号。『刑錢須知』三二八号。

⑥ 『牧民金鑑』上巻五一〇三頁。

⑦ 註⑤に同じ。なお、このころの破免率三〇%というのは、享保一五年のときのように、高でも取米でも反別でもよいというのではなく、取米によるものであった。一八年のモデル計算や、つぎの「定免破免分合之事」(『地方信要秘鑑』二号)が、破免は取米の三〇%以上の損毛によることを示している。

破免之分合之儀(略)取米ニ而分合三分以下ニ候而も、高或ハ町歩にて割、三分以上ニ当リ候へハ破免致候積、帳面仕組、差出候も有之候間、致吟味、取米ニ而無之候而へ、破免ニハ申付間致候

⑧ 『格致累年録』後集第三。

⑨ 『地方信要秘鑑』一三三〇号。

⑩ 『格致累年録』後集第二。根取米より過剰な分は勿毛と称して捨毛にする。免が一定した敵引検見である(『一話一言』上巻九三四頁)。

『森川 県治要略』も敵引検見の説明に「又根取検見とも云ふ、根取とは田方の上中下の等位に従ひ、老反歩に対する取穫粉の定率を置き、五公五民の法を以て地租を徴収するを云ふ……」(二二四頁)と述べている。なお、次節で述べるように、享保期の定免法は、有毛検見取に基づくものではない。

⑪ 『刑錢須知』三三〇号。『牧民金鑑』上巻三八五頁。

⑫ 『格致累年録』後集第二。

⑬ 『刑錢須知』三二二号。『徳川禁令考』前集第四、二一五九号。

⑭ 山崎隆三氏「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」(岩波講座「日本歴史」近世4・三四四頁)。

四 有毛検見取法およびそれに基づく

定免法の施行

有毛検見取法は色取検見ともよばれ、田畑の上・中・下などの位とそれに対応する石盛・当り合を廃し、実際の収穫高によって年貢を決定する方法である。①すなわちそれは、まず内見斤付帳によって、例えば一反に一五斤吹き煙一

町歩、一〇斤吹きの畑二町歩、五斤吹きの畑三町歩というように反別をよせ、それぞれの斤数にその反別を乗じ、それらを合計し、さらにそれを粃に換算する。つぎに三か所（一五・一〇・五斤吹きの）で坪刈りして平均改出玉を算出し、これを粃に換算し、それに全反別を乗じて刈出し粃高を出す。最後に兩者を合計し、これに五合摺り五公五民という、摺と租率を乗じて年貢を決定する方法である（算出方法は、のちに実例をあげて詳述する）。

その幕領における施行は、『御勘公用秘鑑』に「検見之儀、往古者畝引ニ而、田畑之位付を元ニ立、吟味致候処、享保六丑年見取に可仕旨被仰渡候、已来有毛取と唱へ、田畑之位ニ不拘、其年之有毛を以、吟味仕候」とあるように、享保六年にはじまる。

しかし、この「見取」「有毛取」は、享保期に全面的に実施されたのではなく、一国一郡に「響候程」の過分の損毛があつて、一村の者が残らず破免を願ひ出た場合、あるいは定免を行ないがたい場合にかぎって行なわれた。

それは享保七年七月勝手掛老中水野忠之の下した定免法施行令に明らかである。すなわち、ここには過分の損毛が

あつて、全村の百姓が残らず願ひ出たときは、破免して「定免ニ不構、有毛之通御取箇見取ニ可申付候」と達している。また、辻六郎左衛門らが定免に関する種々の見解をのべているなかに、「見取」「有毛取り」について、つぎのようになっている。^③

一見取ハ不作之年ニ相応御ケ条

是ハ定免難成村々者見取ニ仕

このように定免を実施できない場合にかぎって、定免法をうらうちするものとして、いわば特殊な場合に施行された「見取」「有毛検見取法」が、従来の根取（畝引）仕法にかわつて、つぎの代官の支配所で行なわれるようになったのは寛保三年（一七四三）からである。^④ 延享二年（一七四五）七月菅沼久次郎・遠藤又三郎・田中八兵衛・山本平八郎・幸田善大夫・斎藤喜六郎・上坂安左衛門・柴村藤右衛門らは、勘定所の調査にこたえて、支配代官所では田方に対する有毛検見取法を、寛保三年から施行していると報告している。

御代官所村々之儀、古来より用來候反取低ク、当毛之出来方ニ

難相用候ニ付、去々（寛保三年）亥年より有来反取畝引者不相用、当毛之出

来形ニ応じ、御取箇附仕候ニ付、上田一位之内ニも段々有之

しかし、ここでもまだ有毛検見取法が、幕領全般に施行されたわけではない。それは徐々に行なわれていったのである。すなわち有毛検見取法が畿内・中国筋で施行されるようになったのは、延享元年からである。^⑤ それ以後幕府は同二年、寛延元年^⑦（二七四八）としぎりに有毛検見取法の励行を代官に令達している。かくてこれが全国的に施行されるようになるのは、寛延二年以降のことである。^⑧

この有毛検見取法施行のねらいは、とくに畿内・中国筋における商品生産の発展成果の吸収にあるので、以下畿内の綿作と有毛検見取法との関連に焦点をしばって述べよう。延享元年勘定奉行神尾若狭守自らが「上方筋御代官御取箇筋油断」の廉で、畿内・中国筋を巡見・督励して、いわゆる「前代未聞御高免」といわれる有毛検見取法による増徴を行なった。^⑨ これによって一般に租率は上昇したが（第4表）、それは主として畿内・中国筋における生産力の発展成果の吸収に基づくものと考えられる。^⑩

例えば河内の菱屋新田（洪川郡菱屋西新田、若江郡菱屋東・中新田からなる。布施市）は、田畑の九〇%が綿作地——綿作は畑

第6表 菱屋三新田の作付率（延享元年）

		菱屋西新田	菱屋東新田	菱屋中新田	合計
田	稲綿			町反畝歩 % 6.8.0.01 (88.43) 8.8.23 (11.57)	町反畝歩 % 6.8.0.01 (88.43) 8.8.23 (11.57)
				2.9.14 (4.97)	2.9.14 (0.41)
畑	稲綿	町反畝歩 % 20.5.1.23 (100)	町反畝歩 % 43.6.7.27 (98.87)	5.3.4.08 (91.60)	69.5.3.28 (98.60)
	雑毛		5.0.00 (1.13)	2.0.00 (3.43)	7.0.00 (0.99)
田畑	稲綿	20.5.1.23 (100)	43.6.7.27 (98.87)	7.0.9.15 (52.47)	70.4.2.21 (90.03)
	雑毛		5.0.00 (1.13)	6.2.3.01 (46.05) 2.0.00 (1.48)	7.0.00 (0.89)

『公用並願書留』による。

方の九八・七%に對して、田方が一・三%と、ほとんど畑方綿作である——で（第6表）、綿作が商品作物として重要な地位をしめていた。しかも年貢負担は軽かった。しかるに延享期を機として年貢負担は激増し（第7表）、本村と何ら異らなくなった。これはほとんど畑方綿作からの増徴によるものである。第8表は延享元年から一三年後の宝暦七年度の菱屋三新田とその周辺

第7表 菱屋三新田の租率変遷

年代	西新田	東新田	中新田	年代	西新田	東新田	中新田
宝永 5	7.00	6.00	10.00	3	36.93	45.47	49.70
6	10.00	8.00	13.00	4	35.54	43.77	48.04
7	13.00	9.00	13.50	5	37.57	45.03	48.97
正徳 1	15.00	11.50	15.50	平均	39.64	43.17	51.17
2	16.00	10.50	8.00	6	35.84	40.69	36.13
3	17.22	12.23	11.01	7	42.28	49.16	53.25
4	14.00	9.00	8.00	8	39.35	48.13	48.21
5	18.00	18.00	30.00	9	42.34	48.14	48.54
平均	13.78	10.53	13.51	10	41.35	47.49	45.40
享保 1	19.00	18.60	23.78	11	41.76	46.08	44.63
2	19.72	19.23	30.43	12	42.20	46.49	45.61
3	24.65	22.00	34.00	13	41.38	45.72	44.67
4	26.00	24.00	36.00	明和 1	36.35	43.74	42.60
5	31.62	33.16	56.47	2	30.23	38.18	38.54
6	18.90	19.70	27.70	平均	39.31	45.38	44.33
7	20.00	20.50	28.50	3	34.23	41.02	40.23
8	21.40	21.40	29.40	4	35.02	41.68	36.15
9	25.00	25.00	33.00	5	28.36	21.86	44.79
10	25.00	25.00	8.81	6	31.54	20.73	44.79
平均	23.13	22.86	30.81	7	28.26	41.82	10.28
11	25.00	25.00	33.00	8	12.88	18.27	10.69
12	22.77	25.20	20.04	安永 1	17.97	40.73	44.79
13	17.64	18.12	28.73	2	23.21	40.10	31.59
14	28.00	28.00	36.00	3	22.48	39.47	36.28
15	28.00	17.19	26.74	4	22.48	27.10	29.98
16	23.93	23.88	31.17	平均	25.64	33.28	32.96
17	28.50	28.50	27.75	5	41.01	46.13	45.99
18	14.96	11.74	24.24	6	31.13	39.50	42.61
19	9.74	12.37	23.38	7	24.56	30.53	10.94
20	19.04	21.71	32.76	8	22.53	33.22	26.14
平均	21.18	21.17	28.43	9	23.30	31.56	27.29
元文 1	7.96	8.80	9.83	天明 1	20.74	32.80	26.64
2	28.50	28.50	36.50	2	9.27	15.26	18.70
3	20.70	25.59	31.11	3	22.83	32.78	26.25
4	29.00	29.50	38.50	4	20.48	29.82	27.55
5	16.53	14.56	13.62	5	23.56	31.28	30.05
寛保 1	27.34	22.00	30.00	平均	23.94	32.28	28.22
2	27.50	22.55	32.20	6	21.22	29.96	6.07
3	28.50	28.50	36.50	7	28.87	40.71	53.74
延享 1	44.63	54.11	62.11	8	23.01	35.84	48.22
2	32.12	38.08	44.39	寛政 1	27.71	37.01	28.47
平均	27.07	26.85	33.10	2	28.21	35.85	30.97
3	38.04	39.86	54.16	3	27.75	39.15	41.03
4	36.17	36.80	41.87	4	41.63	45.15	49.94
寛延 1	38.43	38.22	44.12	5	40.64	41.86	20.06
2	43.33	45.05	58.66	6	28.88	18.63	11.86
3	43.89	45.54	55.96	7	28.88	41.59	35.11
宝暦 1	43.09	45.96	55.13	平均	29.68	36.57	32.55
2	43.40	46.02	55.13				

①三新田とも幕領で、享保5年までの高は西新田112石927、東新田228石544、中新田149石970、享保6年以後は西新田215石083、東新田456石002、中新田150石643である。

②租率は村高に対するもので、口米・三役などはふくめていない。

③「免定」・『参簡所公用諸色書』による。

の本村および新田の租率であるが、これによって新田の租率も本村と異らなくなったばかりでなく、なかには本村よりも租率が高い新田もあること、菱屋三新田の租率が特殊ではなく、一般化されうることが認められよう。

河内だけではなく、摂津の綿作農村、例えば住吉郡杉本村、杉本新田（大阪市）においても、延享元年以降年貢率は増加している（第9表）。

これらによって延享元年の神尾若狭守の実施にはじまる

第8表 菱屋三新田とその周辺の
新田および本村の
租率(宝暦7)

郡	村名	租率
		%
若江郡	菱屋東新田	49.16
◇	菱屋中田	53.25
◇	玉井新田	51.29
◇	山本北新田	51.45
◇	柏村新田	38.52
◇	三島新田	20.22
◇	橋本新田	48.90
◇	菱屋西新田	48.23
渋川郡	吉松新田	42.28
◇	金岡新田	45.22
◇	三津村新田	43.22
◇	頭証寺新田	64.17
◇	安中	52.74
◇	平	47.26
		46.85
若江郡	上若江村	43.44
◇	小若江村	49.30
◇	御厨村	43.01
◇	近江堂村	49.96
◇	長田村(大方)	54.49
◇	友井村	57.94
◇	下小坂村	43.50
渋川郡	荒川村(本郷)	45.59
◇	長堂村	48.63
◇	横沼村	48.10
◇	三之瀬村	50.27
河内郡	今米村	42.52
◇	平	48.06
全体の平均		47.41

「免定」・『新田一卷控』による。

ここに田方綿作は、不作の時はその有毛に應じて賦課される稲作や畑方綿作に比べて、極めて不利な条件を与えられ、これを機として衰退した。^⑧

ところで田方綿作にお

有毛検見取法施行の意図が、従来低率であった新田と、有利と認められていた綿作に対する賦課に、とくに重点をおき、その発展成果を吸収しようとしたことであつたことがうかがえるのである。

まず田方綿作の場合についてみると、幕府は延享元年、さきにもた享保二〇年の令達(田方における、米以外の商品作物は、田方上毛なみに、粟などの雑作は、田方上毛の半毛なみに徴収する)を生かして、田方木綿勝手作仕法を実施し、田方綿作はたとえ「水旱・皆無・仕付荒等内見帳江組入差出候而も」、百姓の勝手作りであるからという理由をかかげて、「壹ヶ年之沙汰ニ不及候、皆毛付之積」りて、稲作の上々毛なみに徴収した。^⑨以後この仕法は幕末にいたるまで施行されたが、

いては、全く引方を立てないかといえ、必ずしもそうではない。例えば稲垣藤左衛門支配下の泉州幕領、石原清左衛門支配下の撰河幕領において、田方綿作の出来が悪く、「村々田方上毛並」に徴収できない年は、勘定所に伺いを立て、「巨細吟味仕、稲作上毛或へ下合毛ニ引戻」し、刈出穀増合を加えないで取箇づけをしている。しかし、それは極めてまれなことであつたことはいふまでもない。^⑩

つぎに畑方綿作の徴租法が、どのように変化したかをみよう。さきに元文三年畑方はすべて検見をやめて定免とした際、畿内・中国筋だけは検見取りとされたが、これがいまや有毛検見取法に転換し、綿作の発展成果を吸収することとなつた。

第9表 杉本村、杉本新田の租率

年代	田方	畑方	新田	年代	田方	畑方	新田
宝永5	37.00	29.00	7.76	延享1	67.97	63.57	75.01
6	35.50	〃	5.00	2	37.43	33.03	26.63
7	32.50	26.00	6.00	3	39.21	30.66	15.89
正徳1	30.00	〃	10.00	4	26.67	18.08	15.77
2	〃	〃	〃	寛延1	33.02	23.72	〃
5	25.50	20.70	13.00	2	46.66	37.35	38.98
享保1	〃	20.20	〃	3	40.14	43.53	33.32
12	29.56	20.09	15.57	宝曆1	42.77	42.25	33.48
13	31.56	22.09	16.57	2	42.93	42.41	33.68
14	33.07	23.60	〃	3	42.60	42.08	33.67
15	32.69	23.22	〃	4	40.68	40.18	31.78
16	32.41	22.94	〃	5	41.93	41.41	32.95
17	33.06	23.59	〃	6	34.64	34.22	22.00
18	32.47	23.00	〃	7	53.16	31.06	33.18
19	32.68	23.21	〃	8	51.89	29.24	25.69
元文1	33.07	23.60	〃	9	51.11	30.26	33.10
2	〃	〃	〃	10	50.74	29.90	28.29
3	28.57	16.86	〃	11	49.82	28.98	21.64
5	26.43	16.97	〃	12	50.69	29.84	21.66
寛保2	30.45	20.98	23.08	13	50.17	29.32	20.99
3	30.52	21.06	〃	明和2	50.91	28.54	32.84

①村高は615石252、新田高は宝永5～享保3年は9石876、享保4年には15石626、享保6年以降20石279にして綿作農作（山崎隆三氏『依羅郷土史』52・66頁）。免は毛付免。

②杉本村「免状」による。

その仕法は、畑方綿作の検見に当り、まず百姓から畑方綿作反別、例えば三六町五反歩（外に雑毛作二反歩）の一筆かざりの内見斤付け（代官の検見に先立ち、村役人・地主らが立会って、あらかじめ村の畑一筆ごとの綿の出来具合を検査し、一反では何斤吹きと、

斤数でそれぞれの等級を定める）を書いた『畑方木綿作内見斤附帳』をまず差出さす。その記載例を示すと、つぎのとおりである。

宅番
字山村

上畑壹反歩 拾五斤(玉三) 孫太郎

上 百五十三
中 六十
改下 三十
青桃 十
腐 二十
メ 百七十六
(刈出玉一四五)
百姓が差出すときは、この記事はない。検見坪刈りの結果、刈出玉を記入する。以下同じ

五拾番
字狐地

中畑壹反歩 拾斤(玉二) 彦兵衛

上 百十五
中 七十五
改下 六十
青桃 二十
腐 十
メ 百四十六
(刈出玉一二五)

九拾八番
字さもん

下畑壹反歩 五斤(玉一) 休兵衛

第10表 15か所の上新米・上新木綿相場

場所名	綿 1 斤	米 1 石
京 都 町 方	1.320	71.000
大 阪 上 郷	1.300	70.000
河内若江郡西郷村	1.100	65.000
〃 茨田郡守口宿	1.300	66.000
〃 〃 枚方宿	1.350	65.000
〃 安宿郡国分村	1.125	68.800
〃 洪川郡久宝寺村	1.050	66.500
〃 石川郡富田林村	1.180	70.800
〃 洪川郡植松村	0.960	65.000
摂津島上郡富田村	1.400	74.000
〃 西成郡天王寺庄	1.280	64.000
〃 〃 上福島村	1.200	70.000
〃 〃 難波村	〃	65.000
〃 東成郡天王寺村	0.800	63.500
和泉泉郡下条大津村	0.900	67.000
平均相場	1.16433	67.307

①京都値段は1斤=300目の代銀1匁8分で報告されるので、これを1斤=220目の値段にまず換算する。すなわち、300目で220目を割り、1斤3分6厘を算出し、これで300目の代銀1匁8分を割れば、1斤=220目の代銀1匁320をうる。

②『地方信要秘鑑』33号による。

この玉を靱に換算するのは、大坂堤方年番代官が原則として秋分から一〇日目（八月二八日）

出玉は一四五となる。
 つぎに同じ方法によって、内見一〇斤吹きの中畑で刈出玉一二五を、内見五斤吹きの下畑で刈出玉一〇五を算出する。
 三口合わせて刈出玉は三七五で、これを単純算術平均すると刈出玉は一二五であり、さらにこれを靱になおすと六合八勺八才となる。

	改下	中	上
〃	青桃	七十五	八十五
〃	腐	三十	八十
〃	百十六	三十	八十
〃	刈出玉一〇五		

この意味は一番から最終の番までの畑のうち、右の三か所をえらんで坪刈りをしたことを示す。ただし、畑の上・中・下の位は全く意味がなく、一五・一〇・五斤吹きの上・下の位は全く意味がなく、一五・一〇・五斤吹きの上・下の位のそれぞれについて坪刈りしたことを示すものである。

まず一番の上畑一反歩、この内見一五斤吹きのところを

坪刈りすると、改出玉が上一五三、中六〇、下三〇であった（青桃、腐はすてる）。中三が上一、下一〇が上一に換算されるので、これらをすべて上玉にすると、一坪の刈出し上玉は一七六となる。
 内見斤付けが一反に一五斤吹きであるから、この坪の玉数は三一である。その算出方法は二二〇目（平野目一斤）に一五（斤）を乗ずれば三三〇〇目となる。これを三〇〇（坪）で割れば一坪一一匁である。さらにこれを玉一つの掛目三分五厘で割ると、一坪の内見玉三一をうる。

さきの改出玉一七六から内見玉三一を引けば、一坪の刈

第11表 1反の斤数に対応する坪当りの
 粃量・玉数および玉数に対応する粃量

1反の吹	1坪の粃量	1坪の玉数	玉数	左の粃量
斤	升 合 勺 才	ツ 分		合 勺 才 毛
1	0.0.1.2	2.1	1	0.0.5.5
2	0.0.2.3	4.2	2	0.1.1.0
3	0.0.3.5	6.3	3	0.1.7.0
4	0.0.4.6	8.4	4	0.2.2.0
5	0.0.5.8	10.5	5	0.2.8.0
10	0.1.1.6	21	10	0.5.5.0
15	0.1.7.1	31	15	0.8.3.0
20	0.2.3.1	42	20	1.1.0.0
25	0.2.8.6	52	25	1.3.2.0
30	0.3.4.7	63	30	1.6.5.0
35	0.4.0.2	73	35	1.9.3.0
40	0.4.6.2	84	40	2.2.0.0
45	0.5.1.7	94	45	2.4.8.0
50	0.5.7.7	105	50	2.7.9.0
55	0.6.3.3	115	60	3.3.0.0
60	0.6.9.3	126	71	3.9.1.0
65	0.7.3.7	134	83	4.5.7.0
70	0.8.0.9	147	94	5.1.7.0
100	1.1.5.3	209.5	100	5.5.0.0

『地方信要秘鑑』33号による。

における、つぎの一五か所の上新米・上新木綿の平均相場

によった。例えば寛政八年（一七九六）の場合を例示する

と（第10表）、一五所の平均値段は米一石一六七匁三〇七、

綿一〇〇斤一六一六匁四三三となる。この上新米一石の平

均値段六七匁三〇七で、上新木綿一〇〇斤の平均値段一一

六匁四三三を割ると、木綿一〇〇斤の替り米は一石七二九

八八となる。これを五合摺りで粃にすると三石四九七六

となる。これからつぎの数値を算出する。ただしその場合、

一反一〇〇斤吹き、一斤一三二〇目、玉一つの掛目が綿実

ともに三分五厘（穀は除く）の定法による。

A 一坪につき 粃一升一合五勺三才 （綿一〇〇斤の替り粃

三石四九七六を三〇〇（坪）で割る）

B 玉一つにつき 粃五才五毛〇三五 （粃一升一合五勺三才を

玉二〇九ツ半で割る）

C 粃一升につき 玉一八一余 （粃一升を五才五毛〇三五で割る）

あるいはつぎのように、あらかじめ数値を算出しておく。^⑧

④ 玉一つにつき 粃五才五毛〇四 （一〇〇斤の替り米三石四九

九七六を、一〇〇斤の玉数六二八五七で割る）

⑤ 一坪につき 粃一升一合五勺三才 （玉一つの当り

粃五才五毛〇四に一坪の玉数二〇九ツ半を掛ける）

⑥ 内見斤当り粃 （玉一つの粃を内見一斤の玉数二ツ一分に

乗じて算出する）

右のうちBあるいは⑤の一坪につき玉数二〇九ツ

半というのは、一反につき一〇〇斤吹きのもりで、

これを三〇〇（坪）で割ってえた〇・三三三三三に一

斤一三二〇目をかけて七三・三二六匁を算出し、こ

れを玉一つの掛目三分五厘で割って二〇九・五をう

る。

かくて代官所は一反につき、例えば一斤から一〇〇斤吹きまでの、一反の吹きに対する一坪の粗、玉数を、また玉一から一〇〇までに対する粗量をあらかじめ算出して手帳に記入しておく。例えば第11表のとおりである。かくて三六町五反歩の綿作（外に雑毛作二反歩）内見斤付けに対して、刈出しを行なつたうえ、年貢を算出する。

まず、さきにみた『内見斤付帳』の奥寄せおよび毛揃いを示せばつぎのとおりである。^⑩

高貳百拾九石九斗
上畑拾四町六反六畝歩
石盛一石五斗代

内

三反四畝歩 木綿拾五斤吹
九町四反歩 同 拾斤吹
四町八反六畝歩 同 五斤吹
六畝歩 雑事 作
高百五拾九石壹斗貳升
中畑拾貳町貳反四畝歩 石盛一石三斗代

内

五反貳畝歩 木綿拾五斤吹
二町貳反五畝歩 同 拾斤吹

九町四反三畝歩 同 五斤吹
四畝歩 雑事 作
高百石四斗三升
下畑九町壹反三畝歩 石盛壹石壹斗代

内

六反四畝歩 木綿拾五斤吹
三町三反五畝歩 同 拾斤吹
五町四畝歩 同 五斤吹
壹反歩 雑事 作

高六石三升
下々畑六反七畝歩

毛揃

壹町五反歩 木綿拾五斤吹
此綿貳百貳拾五斤
拾五町歩 木綿拾斤吹
此綿千五百斤 木綿拾斤吹
貳拾町歩 木綿五斤吹
此綿千斤

外

貳反歩 雑事 作
合反別三六町五反歩

綿メ式千七百式拾五斤

この内見付出しの合計斤数二七二五斤をまず粃に換算する。すなわち一〇〇斤 \div 粃三石四五九七六に二七・二五（七二五斤を一〇〇で割る）を乗じ、粃九四石二七八四六を算出する。

つぎに刈出粃高を算出する。さきに算出した一坪の刈出平均玉一二五を粃に換算すると六合八勺八才であった。したがって三六町五反歩の刈出粃は、七五三石三六〇となる（粃〇石〇〇六八八に三〇〇 \times 坪 \times を乗じ、さらにそれに三五五 \times 反 \times をかける）。

この刈出粃とさきの内見付出し粃九四石二七八四六を合計すれば八四七石六三三四六となる。五合摺り五公五民の取りであるから、この綿の年貢米は、その四分の一にあたる二二一石九〇九六一五となる。これに定取りの雑事作の年貢米を加算すると、当年の畑方年貢米になる。

ところで代官所によって、算出方法に若干の相違があった。例えば大津代官石原清左衛門のところでは、つぎのような方法で年貢を算出している。¹⁸⁾

坪刈りをやはり三か所で行ない、その結果一坪につき、上

玉にすべて換算してそれぞれ六五、七〇、八五となったとする。三坪の玉数を合計すれば二二〇である。この二二〇に一反 \div 三〇〇歩の三〇〇を乗ずれば、玉数は六万六〇〇〇となり、これを玉一つの綿目三分五厘に乘ずれば二三貫一〇〇目となる。これを一斤 \div 二二〇目で割れば一〇五斤という数値をうる。

その村のその年の綿の作付反別が一五町五反五畝歩で、百姓が一反の内見斤付けを三・五・八斤吹き of 三段階につけ出し、一五町五反五畝歩の内見斤高の合計が八三三斤五分であったとする。

内見斤付け三・五・八斤吹き of 三口の合計は一六斤であり、これをさきの三口の刈出し合計一〇五斤から引くと八九斤となる。これを三で割ると、一反の平均刈出斤数は二九斤七分（実数は二九斤六六六となるが四捨五入）となる。

この二九斤七分に作付反別一五町五反五畝歩を乗ずれば、刈出し増綿四六一八斤四分（実数は四六一八斤三五なるも四捨五入）をうる。これをさきの内見綿八三三斤五分に加算すると、合計五四五一斤九分である。

この五四五一斤九分を、さきにみたようにその年に公定

された綿一〇〇斤の替り米、例えば三石四五九七六に乗ずれば、この穀一八八石六二六五四をうる。五合摺り五分の取りであるから、年貢米はこの四分の一の四七石一五五六六である。

以上の畑方綿作に対する有毛検見取仕法によって、つぎのことが明らかとなった。

① 敵引検見取法においてみられた肥料代の控除が、ここではなされなくなっている。幕府が脆弱、不安定な「小農」経営の安定的維持をはかる一方、かれらの全剰余労働を搾取しえた段階においては、肥料代の控除が必要であった。ところが今や肥料代を控除しなくなった。ここに生産力のめざましい発展にともなう、地代形態だけではかれらの全剰余労働を搾取しえなくなり、その吸収に苦慮する幕府の姿が浮彫りされている。

② 有毛検見取法は、有合毛を検出し、十分に干減や引方を立てて、その残りを五公五民とする。したがってそこから神尾若狭守の、年貢が増すことは作徳も増加することであるから、年貢が多くなることは百姓の悦ぶべきことである、という増徴のための欺瞞の言辞が百姓に対して弄せら

れる。^⑤

御取箇正道ニ候得へ、高免ニ当り候様村方悦申事ニ候、御取箇高免ニ候得者、作徳も高免ニ相成、小出来ニ而御取箇下り候得共、(者カ)作徳も下り候、然ル処(略)高免難儀之趣申立候儀者、畢竟有

合定法御取箇差引之外、不埒之入用掛り候故之事ニ候(宝曆元年)このように、五公五民を前提とし、検見が「正道」になされ、「毛頭も無理」なものでないということさえ百姓に納得させれば、数字の上でかれらを欺瞞し、生産力が上昇すればするほど、それに対応して搾取しえたのである。生産力の発展が著しい畿内・中国筋の畑方綿作だけは他の諸国のように定免にしないで検見取りをし、その発展成果を吸収しようとしていた幕府の意図が、ここにはっきりとわかれる。

③ 実例で示したように、百姓の内見斤付けに対して、作柄の上・中・下の三段で刈出し、これを単純算術平均して平均刈出玉を出し、これを全反別に乗じて刈出穀高を算出する方法は、数字をあやつる実に巧妙な増徴方法である。一応作柄に応じて三段の坪刈りをし、それを平均するのは公平であるかのごとくみえる。しかしそれぞれの作付反別を

捨象した、この平均は、欺瞞以外の何物でもない。実例で示した上（二五斤吹）一七六、中（二〇斤吹）一四六、下（五斤吹）一一六の平均改出玉二四九は、中・下の実数より多い。上吹き反別が少なく、中・下吹き反別が多ければ多いほど「実に無之合毛」^④をかぶり、余歩・細延び分も吸収されてしまう（刈出しによっては平均が上・中の改出玉より多くなる）。

実はそれが有毛検見取法のねらいの一つであった。神尾若狭守が指摘した「六拾年より已前之検地ゆへ、六尺三寸或ハ五寸之竿を用い、殊之外歩広之場所も有之、たとへハ百町歩之所ハ百三拾町歩も五拾町歩も有之」^⑤という余歩・細延びは、かつては不安定な百姓経営の再生産のために不可欠のものであった。ところがそれがいまや生産力の発展にともない、百姓の手元に残る剰余労働となり、地代形態では搾取しえない、独自の運動をする根源となっていたからである。

そればかりでなく、この坪刈りが精農の畑地を対象とすれば——その可能性が検見においては極めて多い——、その被害は一層拡大し、「村中江難儀」をかけることとなる。

また、畝引検見取法と異なり、これは平均改出しを全反

別に乗ずるから、一か所で無理な坪刈りが行なわれれば、その被害は全反別におよぶのである。

宝暦五年（一七五五）代官小堀数馬は、田方木綿勝手作仕法をふくめて、この延享の強徴が、畿内農村の農民層分解の起点となったことを指摘している。^⑥

延享元年神尾若狭守廻村之節、検見坪刈申付、右出合を以數拾ヶ村順合ニ為引請、木綿作ハ上々毛之取箇申付、俄ニ御取箇進之候故（略）^{（延享二年）}翌五年ハ水損ニ付益箱、潰百姓も有之（略）子年若狭守廻村以來百姓痛候

④数字の魔力をあやつることは、米・綿の相対価格による換算率の作製過程においてもみられる。一応一五か所の平均値を出して、百姓を納得させながら、一反一〇〇斤吹きという、当時の平均吹斤数よりも低い数値を終始基礎にすることに、換算糶高を多くしていることである。

蓋し生産力の変化・発展には対応しうるが、それ以上に数字をあやつる巧妙かつ悪らつな増徴法であるといえよう。その故にこそ総石高の減少にもかかわらず、宝暦期を中心とする前後は、享保以降幕末にいたる間において、最高の収納高を示すのである（第4表）。そしてその増収は、かつ

ての定免法では捕捉できなかった、生産力の発展の著しい畿内・中国筋からの強徴、なかでもとくにその商業的農業の発展成果の吸収に基づくものであった。そのことは、大和川筋新田の飛躍的な年貢増大(第7・8表)に象徴的にみられるところであり、このような傾向は、他地域にはほとんどみられないこと²⁴⁾によって明らかである。

この成果をえた幕府は、依然畿内・中国筋をおもに対象としながらも、寛延元年八月、ついで翌二年四月全国的に有毛検見取法の実施を命じた。さらにこの有毛検見取法の実施督励と並行して、同年五月「御取箇之儀、向後定免ニ可被仰付候、併当年より定免ニ難成場所ハ、二・三ヶ年之内、無油断定免ニ致候様、相心得可被伺候」と、有毛検見取りに基礎をおく定免法の施行を命じ、例えば堺廻りの中筋・北庄・船松三か村の場合にみられるように、有毛検見取りをしなかったときの取箇をふくめての、一〇か年平均定免請の願い(元文五〜寛延二年の平均)などは、これを許可しなかった。

その効果は早くも幕領年貢収納高の増大となつてあらわれ、寛延二年には約一六七万石、二年には約一六九万石と

なつた(第4表)。文字通り「有合毛之通、手披無之候得者、御取箇も相増²⁵⁾」すことを明示したのである。

上方筋をおもな対象として、幕府はこの徴租法(撰河泉のほとんどの村々は、宝暦期は連年有毛検見取り)を強行したうえ、宝暦九年からは「干減なし」の五公五民としたので、この期を中心とする前後に、最大の収納高をあげることができた。

しかしそれは、宝暦一〇年に夫食拝借米・金の未返納分を残らず棄捐することを、幕府が全国に触れねばならなくなつたほど百姓経営を圧迫した。上方筋とても例外ではなく、それは必然的に農民の抵抗をよび起こし、ついに明和六年(一七六九)二月には、幕府は上方筋の百姓の強訴取鎮めのために、飛道具の使用すら許可するという、画期的な法令を發布せざるをえなくなつた。

上方筋百姓共強訴等致、相集候趣相聞候間、可成丈取鎮、其上ニ而、難取鎮様子ニ候ハ、召捕可申候、領主限りニ而者難行届儀も可有之候間、御料・私領共ニ申合、御料・私領之者ニ而も、

最寄次第人数差出召捕、其上ニ而御代官・領主・地頭へ引渡候様可致候、併飛道具等用候儀者可為無用旨、先達而於江戸表ニ

御触有之処、今以騒動致候場所所有之趣ニ候間、難取鎮様子ニも候
ハ、飛道具等用候而も不苦候

このころを境にして、幕領の取米額は下降線を辿る。すなわち、明和三ノ安永四年の一〇か年平均取米高約一五二万石は、それ以前の一〇か年平均取米高約一六四万石にくらべて、約一二万石余りの減少である（第4表）。それはまた、畿内幕領農村の一般的傾向でもあった。

その原因の一つは、有毛検見取法の強行によって、百姓の夫食拝借米・金の未返納分を棄捐しなければならぬほど、百姓経営を庄迫したことである。

その二は、当時ますます激化した、百姓の実力に訴える減免闘争である。明和六年の飛道具の使用許可も、百姓の強訴鎮庄に大した効果をあげえなかつたようである。例えば翌々八年の春以来またまた「上方筋百姓及騒動、御三卿方領知百姓」もまた「騒動」をおこした。これに對しての鎮庄「取鎮人数之儀、最寄之大名方へ被乞候処、不差出由、其不差出意味は、至公儀故之儀也、右之刻組頭衆より御代官へ口上にて被申聞候趣意は、書面に難記候、口伝」というように、幕府の意にまかせなくなっている。

その三として賄賂による減免運動をあげることができ

これはもちろん早くからあったが、生産力の発展に對応して、その成果を吸収する有毛検見取法の実施が、「効能は如神」き賄賂による減免運動を、一段と活潑化させたといえよう。例えば延享二年に代官青木次郎九郎の手代一五名のうち一四名が、延享元年の畿内の増徴にさいして、百姓から賄賂をもらった廉で罰せられている。また明和四年幕府が畿内の村々に定免を命じた際、その理由に検見には「内証村入用」に賄賂があることを公然とかかげるようになっていた。さらに幕末の事例であるが、河内の菱屋新田の支配人が、検見役人に賄賂を送って、三か所の綿の坪刈りの合計へた数三九五を一五五に、つまり四割に達しない査定をしてもらって、「誠に上々首尾にて、良業の効能は如神と奉恐悦候」と地主に報告している。このようなことは幕末だけのことでなく、有毛検見取法の性格から考えて、その施行以後とくに盛んになったと思われる。それはさきの明和四年の定免法実施の利に賄賂の必要がないことを公然とあげていることから推測できる。つまり田沼期をいりどる農村の賄賂の盛行は、有毛検見取法の実施と密接に関連

していたといえよう。

これらがいより、あいあつまって、幕府の収納量を減少させたが、これに対して幕府は年貢収納量の回復につとめた。

明和四年二月幕府は取米を減少させた代官川田文蕃、布施弥市郎、野田弥市右衛門に帳面のし直しを命じ、翌三月には畿内筋の代官に対して、「別而上方筋検見村多く、然処年々検見請候而者、刈入者自由ニ不相成、其外内証村入用相掛候由ニ候間、右村入用等見込候へ、格別ニ御取箇も相増」しうるとの理由で、定免村の増加をはかることを命じた。幕府は賄賂による取米の減少を防ぎつつ、年貢収納量の増加をはかったのである。これがかなり効果をあげると、幕府は翌五年四月、他の地域の代官にも、定免は農民に利益が多い訳を百姓によく申しふくめ、年々の検見取りの平均に劣らないように、村柄に応じて増米をしたらうで、定免にするようにつとめよと令達した。

この有毛検見取法に基づく定免法実施の督励は、増徴を企図するものであることは、つぎの寛政期の畿内筋代官に対する、幕府の法令にあらわにみられる。寛政四年（一七

九二）二月幕府は畿内筋の代官に対して、畿内および近江・

丹波・播磨は「別而地位も宜」いにもかかわらず、近年取米が減じたと難じ、「近年取劣之分不残取理候積を以精々増米吟味」して、なるべく定免に、また「撰河之内綿検見有

之場所、一体綿作者作徳多、其上一毛作斗ニ無之、麦作或者菜種等仕付候跡江綿作仕付候へ、たとへ損毛いたし候而も、容易ニ引方可相立筋ニ無之処、纒之損毛ニも引方相立候趣ニ相聞候間、以来綿検見」をなるべくやめて定免にせよと厳達した。このように幕府は定免を奨励したにもかかわらず、七月には当年定免年季明けの分、これまでの振合をもつて、継年季を願ひ出たもの、そのほか新規に定免を願ひ出たもののうち、前々の高免ならびに延享元年、宝暦二年の取米に比較して取米高が減じているもの、前二〇か年のうち損地による減米ではなく、全く取劣りのあるものは、定免を許さず、検見取りをせよと命じているのである。

このように幕府は、あるいは代官を督励したり、あるいは有毛検見取法およびそれに基づく定免法を施行することによって、年貢収納量を、延享・宝暦期のそれにもどそうとつとめたが、有毛検見取法などによる百姓経営の疲弊、

農民闘争の高揚にともなう封建権力の後退などによって、有毛検見取法およびそれに基づく定免法は、もはやかつての機能を發揮することができなくなったのである（第4表）。

- ① 『地方凡例録』(『大典』四三卷)一五〇、一六〇～一頁。『格致累年録』前集第一。『徳川幕府県治要略』二二五頁。
- ② 『刑錢須知』三三四号。
- ③ 『地方要集録』(『日本農民史料聚粹』一)一卷五七七頁。
- ④ 『一話一言』上卷九三四頁。『牧民金鑑』上卷二五三頁。
- ⑤ 『地方弁要』(『近世地方経済史料』三卷一三三～四頁)。「延享二年上申一札之事」。「新田一卷控」。「系譜綱目」。内藤正中氏「幕政改革の社会的基盤」(堀江英一氏編『藩政改革の研究』二九五頁)。「系譜綱目」。
- ⑥ 『牧民金鑑』上卷二四九～二五〇頁。『地方信要秘鑑』二七号。「系譜綱目」。
- ⑦ 『牧民金鑑』上卷三五五頁。
- ⑧ 同右四三五～六頁。
- ⑨ 『老圃歴史』。「二年諸事御願写帳」。「新田一卷控」。「新田要文控」。「窓のすさみ」(『有朋堂文庫』一〇五頁)は「延享の頃にや、御勘定奉行神尾若狭守、下役堀江荒四郎をつれて上方巡見ありしに、例の京わらへの歌に、あつまより神尾わかさかのぼりきて畠をも田をも堀江あら四郎」と記している。
- ⑩ 拙稿「近世徴租法の転換」(『大阪府立大学紀要』一二卷)。
- ⑪ 『牧民金鑑』上卷三六〇頁。「田方木綿作検見大意」。「二年乍恐以書付奉願上候」。
- ⑫ 拙稿「近世河内の綿作」(『歴史研究』8号)。
- ⑬ 「落穂親拾集」(『近世地方経済史料』八卷五五四頁)。「地方弁要」

(同右三卷一三九頁)。「木綿作検見仕法帳」。

⑭ 『地方信要秘鑑』三三三号。「木綿作検見仕法帳」。

⑮ 文化一二年大坂代官大岡忠兵衛・塩谷大四郎の申合によれば、中三を上一、下五を上一、青一〇を上一に換算するようにしている(『地方大概集』五卷二七丁)。

⑯ 『木綿作検見仕法帳』。

⑰ 同右。「地方信要秘鑑」三三三号。

⑱ 『牧民金鑑』上卷三五八頁。神尾の言のようにゆかぬことは、彼自身も承知のうえのことであることは、同年同月豊作ニ御取箇格外ニ相進候而も、石代下り可申付、随分被遂吟味、米金銀惣納辻ニ而、豊作之分前々より進候様可取附候」と代官に達していることによって明らかである(同上・上卷三五九頁)。

⑲ 『格致累年録』前集第一。

⑳ 『牧民金鑑』上卷三五四頁。

㉑ 同右上卷三六〇～一頁。

㉒ 拙稿「近世徴租法の転換」。

㉓ 『徳川禁令考』前集第四、二二六一号。

㉔ 「寛延三年乍恐書付を以奉申上候」。

㉕ 『牧民金鑑』上卷三五六頁。

㉖ 『御勘公用秘鑑』。

㉗ 『御触書天明集成』二四五八号。

㉘ 『代官留書』四九号。

㉙ 『日本財政経済史料』八卷九八二頁。

㉚ 『新田要文控』。「延享二年乍恐口上覚」。

㉛ 『牧民金鑑』上卷四一八頁。

㉜ 中井信彦氏「町人請負新田の性格と機能」(『史学』二四卷四号)。

㉝ 『牧民金鑑』上卷三七三頁。

③④ 同右四一八頁。

③⑤ 同右四二二～二頁。

④⑥ 同右四二二～三頁。

五 むすびにかえて

以上、綿作徴租法（とくに摂河泉の）について述べたが、その結論を、幕府の貢租收取体系全般とのかかわりにおいて要約すれば、つぎのとおりである。

①幕府は近世前期、綿作に対して畝引検見取法を施行した。それは近世の石高制に対応し、田畑の位・石盛が現実の生産力と一応照応しているかぎり、作柄の豊凶に依じて、幕府がその権力の基盤とした「小農」から、その全剰余労働を搾取する徴租法であった。このことは、田畑の位限りの改出玉を、その年の米・綿平均相場によって靱に換算し、それぞれの位限りの当り合と差引して畝引をしていることよって明らかである。

また、それは不安定な「小農」経営を安定させ、かれらに生産力発展の可能性をはらんだ単純再生産を展開させるにふさわしい徴租法であった。このことは、幕府が④毎年

綿作に必須の肥料代を控除していること（稲作に対しては、不作時の種籾貸与はあっても、この毎年の肥料代の控除はない）、⑤綿作、畑方生産力の不安定性を考慮して、田・畑方綿作なかんずく畑方綿作に対する租率を、したがって当り合を、稲作のそれより低くしていること、⑥田・畑方綿作ともに、それぞれの位限りに坪刈りし、それぞれの当り合をこえる分は「出来増」しとして不問に付し、その分を再生産を補完するための余剰としてのこす余地を与えていること（これは稲作と共通）、⑦のちの畑方綿作に対する有毛検見取法と異なり、それぞれの位限りに刈出し、当り合と差引するので、多少ある位の坪刈りに無理があっても、被害はその位限りにとどまって、全反別に及ばないこと（同上）、などによって明らかである。

つまり綿作畝引検見取法は、幕府がその権力の基盤とした「小農」の全剰余労働搾取とその経営の安定的維持をはかるといふ、幕藩制本来の要求の、地代形態における統一的発現であるとともに、生産力を発展させる可能性をはらんでいた。

この幕藩制本来の要求が、そのまま現実のものとして、

ほぼ結実しえた間は、畿内綿作は一般に使用価値生産を目的とする農業の域を出ず、畝引検見取法における、肥料代の控除以下の諸要素が、綿作経営に必要にして欠くことのできないものであった。

②しかるに寛文・延宝期にいたって、綿作生産力の発展にともなう、現実の生産力と位・石盛との乖離が顕著となり、幕府が許容してきた当り合をこえる部分（百姓にとっては剰余労働部分）が増大した。かくて幕府の年貢取納量は、位・石盛の枠に規制されて相対的に減少し、百姓には剰余が保証されるようになった。つまり幕府が百姓の全剰余労働を搾取しえなくなったのである。かくて幕府は、綿作畝引検見取法に適合しうるよう、現実の生産力を再把握し、これと田畑の位・石盛とを照応させる必要に迫られた。畿内筋で延宝期に広く検地や検地の歪の修正が行なわれたのは、一つはこのためであった。

しかし、この弥縫策もとうてい永続するものではなかった。元禄・享保期を画期として、綿作生産力は著しく上昇した。かくて元来脆弱・不安定な「小農」経営を安定させるに適合的なものとして施行された畝引検見取法では、も

はや百姓の全剰余労働の搾取は困難となり、一般に一定の剰余労働が百姓の手に残留するようになった。ここに畿内綿作は交換価値目的の商品生産的性格を強く帯び、畿内農村の一般的繁栄をもたらした。

これに対して幕府は、享保改革期、有毛検見取法によってうらうちつつ、畝引検見取法ついで根取法に基づく定免法を施行した。それは村柄相応の線（五公五民）にまで、増しを加えて年貢額をせり上げることによって、百姓の全剰余労働の搾取を企図したものであった。

しかし定免法も基本的には田畑の位・石盛に規制されており、かつ五公五民は慣習となつて、それ以上の租率引上げは不可能であった。そればかりでなく、その全国一律の施行は、破免率の引下げをよぎなくさせた。

かくて定免法もまた、畿内綿作の著しい発展成果を吸収できなかったばかりでなく、「上方筋御代官御取箇筋油断」の結果をさえまねいた。田畑綿作の盛行にともなう畿内農民層の一般的繁榮、定免法では吸いあげえなかった、綿作以下の商業的農業の発展成果を吸収すべく、享保末期に創始した田方勝手仕法（田方における綿以下の商品作物は、稲作の

上毛なみに徴収する。ただし、これもやはり田の位・石盛に規制されている。などは、それを有力に物語る。

③定免法が行詰まると、幕府は延享元年畿内綿作に対する徴租仕法を更改し、従来の田畑の位・石盛を全く無視し、現実の生産力の把握に基づく有毛検見取法を施行した。それは租率を慣習化した五公五民に固定して、租率の引上げにともなう摩擦をのぞいて百姓を一応納得させ、しかも生産力の発展に比例して、その成果を全面的に吸収しようとする徴租法であった。以後この徴租法が幕末までひきつづき行なわれたのである。

まず田方綿作に対しては、幕府は享保末期の位・石盛に基づく田方勝手作仕法をさらに強化した、田方木綿勝手作仕法を創始した。それは田方綿作はつねに稲作の上々毛なみに徴収する仕法である。その基礎となる稲作は位・石盛を全く無視した有毛検見取法によって徴収されたから、この田方木綿勝手作仕法は、いわば間接的な有毛検見取法である。百姓の剰余確保のための努力は、これによって幕府に吸収され、これを機として畿内の田方綿作は衰退した（稲・綿隔年作地域においては、綿作から米→菜種作へ転換）。

これに対して畑方綿作においては、文字通り直接、有毛検見取法が施行された。①それは租率を稲作と同じく五公五民に固定し、十分千減りを立てたのち（宝暦九年からは千減りなし）、有毛に基づいて徴収した。したがって少しも無理をせずとも、生産力が上昇すればするほど、それに比例して年貢を増徴しえた。幕府が他の畑作物および他国（中国筋はのぞく）の綿作以下の畑作物を定免にしたにもかかわらず、生産力の発展の著しい畿内（中国筋）の綿作は検見取りとした所以はここにある。②畝引検見取法において毎年必要経費として控除されていた肥料代が、この有毛検見取法においては、全く控除されなくなった。③一応、一五カ所の米・綿平均相場によって百姓を納得させながら、その換算率の作製過程で増徴をはかっている。すなわち、平生の百姓の申告を逆手にとり、一反一〇〇斤吹きという、実際より低い数値を終始基礎にして換算稲高を多くしているのである。④畝引検見取法は位限りに坪刈りをして取箇をきめたので、ある位で多少無理な坪刈りがあっても、被害はその位かぎりにとどまって、全反別に及ばなかった。しかるに有毛検見取法は、作柄の上・中・下三段の刈出しの單純

算術平均（それぞれの作付反別を全く無視した）によって平均刈出玉を算出し、それを全反別に乗ずるので、現実の収穫高以上「実ニ無之合毛」を、数字の上で百姓を納得させながらおしつけ、余歩・繩延び分まで吸収した。ことに坪刈りが生産力の高い耕地をもつ上層農や精農の所持地で行なわれた場合は、この数字の魔力は一層發揮された（これは間接的ではあるが、田方綿作においても同様）。

以上のように、この有毛検見取法は、数字をあやつる実に巧妙な増徴法で、畿内綿作の発展成果の吸収という幕府の期待にこたえた。すなわち、延享から宝暦にかけての幕府の年貢収納量の増大は、主としてこの仕法による畿内農村からの増徴に基づくものである。それとともに、畿内農村における上層農の土地集積、貧農層の所持高喪失——農民層分解は、この仕法の実施を契機として促進されたのである。

④明和期以降畿内農村において、ふたたび定免法も実施さ

れたが、それは有毛検見取法に基づくもので、享保改革期の、畝引検見取法ついで根取法に基づく定免法とは、質を異にするものであった。しかし、このころからのちは、連年の有毛検見取法の施行による百姓経営の疲弊、それにもなう農民闘争の激化による封建権力の後退などによって、もはや定免法の基礎となる有毛検見取法は、その機能をかつてのように發揮できなくなったのである。

以上、畿内（とくに摂河泉）の綿作徴租法について述べたが、それは基本的には、畝引検見取法から有毛検見取法へと、大きく転換したといえよう。

ただ同じ畿内であっても、摂河泉の綿作徴租法とは仕法を異にする大和のそれ、また、中国筋の綿作徴租法については言及しえなかった。これらについては、稿を改めて述べることにしたい。

（大阪府立大学助教授）

The Conversion of Tax-collection Systems in the *Tokugawa* Era

—about the tax-collection systems on cotton farming in *Kinai* 畿内—

by

Sugio Mori

Sebikikemitori-hô 畝引検見取法 was publicly put in force by the *Tokugawa* 徳川 shogunate in latter *Kan-ei* 寛永 period, the law which was to secure “a petty farm” management on which the Shogunate based its power and to exploit the whole surplus labor of peasantry, but in the period of *Genroku* 元禄 and *Kyôho* 享保 the rise of productive power and resistance of peasants made its exploitation difficult and a certain surplus labor remained in the hand of peasants. To meet these conditions, the Shogunate government, in the reforming *Kyôho* period, made public *Sebikikemitori-hô* and then *Jômen-hô* 定免法 founded on *Nedori-hô* 根取法 so that it might try to exploit the whole surplus labor from peasants, resulted in unexpected failure for the regulation of *Kurai* 位 and *Kokumori* 石盛 of fields; at the end of the *Kyôho* reformation *Arigekemitori-hô* 有毛検見取法 was put in force in the *Kinai* 畿内 area in disregard of *Kurai* and *Kokumori* of fields. But this enforcement pressed upon the peasants’ management and caused their resistance, accompanied with the decrease of tax yields; and then the Shogunate government tried to recover its yields in vain, by means of *Jômenhō* founded on *Arigekemitori-hô*.

This article specializes the conversion of tax collection laws around the tax collection method on the cotton farming in *Kinai*.

Über die Einteilung des Zeitalters der indischen Geschichte

von

Yutaka Iwamoto

Bei der Erforschung der indischen Geschichte ist unsere wissenschaftliche Schätzung der altindischen Literaturen als ein Geschichtsmaterial sehr bedeutsam. In dieser Beziehung können wir mit hinrei-